

令和元年度

全国知的障害児入所施設 実態調査報告

全国知的障害児入所施設
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

はじめに

令和元年度の全国知的障害児入所施設実態調査を報告するにあたり、調査にご協力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

今年度は、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」（厚生労働省）が行われ、「障害児入所施設の機能強化をめざして―障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書―」がまとめられました。

当該報告書では障害児入所施設についての基本的視点と方向性として、① ウェルビーイングの保障：家庭的養護の推進 ② 最大限の発達の保障：育ちの支援と合理的配慮 ③ 専門性の保障：専門的ケアの強化と専門性の向上 ④ 質の保障：運営指針の策定、自己評価・第三者評価等の整備 ⑤ 包括的支援の保障：家族支援、地域支援の強化、切れ目のない支援体制の整備、他施策との連携があげられており、子どもの最善の利益に向かって、障害児入所施設は、社会的養護機能、自立支援機能、地域支援機能、家庭支援機能等を整えていくこととなります。

また、今後は人員配置基準の見直しや20歳以上の利用者のみなし規定の廃止等々に対応していくこととなりますが、それに際して本調査をエビデンスとした提言は施策と支援現場をつなぐものになると考えております。

今回の調査で特に目をとめたのは以下の点でした。

- ・前年度調査に比べて措置率が高くなっている。
- ・虐待についてネグレクトによる入所が最も多く、心理的虐待の割合も20.8%と高い。
- ・年齢が高くなってからの入所が増えてきている。15歳以上の入所は前年度調査より74名増えて947名となっている。
- ・在所延長をしている成人は前年度調査より148名減り751名となっている。
- ・退所数〔表27〕は977人で、年齢では18歳から19歳の退所が569人（58.2%）と最も多く、高等部卒業年と同時に退所する流れが確立されつつある。
- ・退所児童の進路について、「家庭」301人、「グループホーム・生活寮等」274人、「施設入所」244人（前年度調査より100名減）となっている。
- ・在所延長している児童の今後の見通しについて、施設入所希望402名中、令和元年末までに移行が可能であるのは99名となっている。
- ・措置、契約をあわせて44.2%の児童が帰省等をできない状態となっている。
- ・措置率に自治体差がみられる。東海82.2%、中国65.1%、北海道60.9%、関東59.9%、九州54.1%、東北で41.1%となっている。
- ・10人以下の小規模な生活単位が占める割合58.7%となっており、小規模グループケア加算を受けている施設は33施設から41施設（22.8%）と増加している。
- ・職員1人に対し児童3人以下の施設数が161施設（89.4%）となっている。

これらの状況から、課題が山積する中で、施設運営においては子どもや家族の状態像に寄り添った支援をするための職員配置、生活の規模、移行支援等に各施設が努力していることがわかります。しかし、帰宅困難児や現在も移行できない成人の数を考えると更なる対策が必要です。私たちが子どもたちを育てること、家庭を支えることを永続できるように、行政と施設が密に連携した施策づくりや子どもと家族の包括的な支援ネットワークづくりが大切です。本調査は私たちの実態を明らかにするための基礎資料となります。調査回答の負担が大きく、大変面倒な作業をお願いすることとなりますが、専門性を高め、様々なことを発信していくためにも趣旨をご理解の上、来年度以降も皆様のご協力をよろしくお願い致します。

令和2年3月

児童発達支援部会

副部会長 岡 崎 俊 彦

目 次

はじめに	75
調査経過	78
I 施設の状況	79
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 経過的障害者支援施設の指定状況	
4. 児童の出身エリア	
5. 定員の状況	
6. 在籍の状況	
(1) 在籍数	
(2) 在籍率	
7. 措置・契約の状況	
II 児童の状況	86
1. 年齢の状況	
(1) 在籍児の年齢の状況	
(2) 在所延長児童の状況	
(3) 入所時の年齢	
2. 在籍期間	
3. 入所の状況	
(1) 入所児数	
(2) 緊急一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況	
(3) 入所の理由	
(4) 虐待による入所の状況	
4. 退所の状況	
(1) 退所児数	
(2) 入退所の推移	
(3) 進路の状況	
5. 家庭の状況	
(1) 家庭の状況	
(2) 帰省・面会の状況	
6. 就学の状況	
7. 障害の状況	
(1) 障害程度の状況	
(2) 重度認定の状況	

(3) 重複障害の状況	
8. 行動上の困難さの状況	
9. 医療対応の状況	
(1) 医療機関の受診状況	
(2) 服薬の状況	
(3) 入院の状況	
(4) 契約制度の影響	
Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況	109
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
(1) 生活単位の設置数	
(2) 専任スタッフ数	
(3) 児童と直接支援職員の比率	
3. 「自活訓練事業」の実施状況	
Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況	114
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所事業の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 地域との交流	
Ⅴ 施設運営・経営の課題	118
1. 施設の運営費	
(1) 加算の認定状況	
(2) 自治体の補助の状況	
2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画	
(1) 障害者支援施設の指定状況	
(2) 今後の対応方針	
(3) 今後の児童施設の定員	
(4) 障害種別の一元化に向けた対応	
3. 在所延長している児童の今後の見通し	
4. 児童相談所との関係	
(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問	
(2) 児童相談所との連携	
(3) 18歳以降の対応	
5. 利用者負担金の未収状況	
6. 苦情解決の実施状況	
調査票 C	125

調査経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員である知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 本会に加入する障害児入所施設（福祉型・医療型）（231施設）に送付

調査日 令和元年6月1日

回答数 180施設 回収率 77.9%

- 調査データは、令和元年6月1日を基本とし、30年度（H30.4.1～H31.3.31）の実績を対象としている。
- 割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
- 設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、民立民営に分類し、データ報告については、公立と民立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。
- 地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。
- 児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。
- 「30年調査」「前年度調査」の表記は、平成30年度全国知的障害児施設実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。
- 総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。
- 項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

I 施設の状況

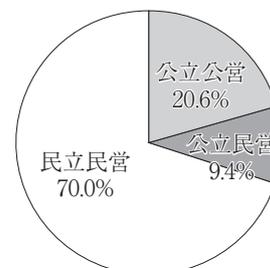
回答施設県別一覧

地区		都道府県	対象 施設数	回答 施設	回収率	定員	現員	うち 措置	契約	充足率	措置率	30年 充足率	30年 措置率
北海道	1	北海道	11	8	72.7	257	235	143	92	91.4	60.9	90.3	58.2
東北	2	青森	7	7	100	195	115	35	80	59.0	30.4	66.8	24.1
	3	岩手	5	3	60	100	83	34	49	83	41.0	90.8	16.9
	4	宮城	2	2	100	70	56	30	26	80	53.6	85.7	55.0
	5	秋田	3	2	66.7	25	25	3	22	100	12	101.8	16.1
	6	山形	3	1	33.3	30	17	5	12	56.7	29.4	60	27.8
	7	福島	8	7	87.5	245	183	90	93	74.7	49.2	76	45.1
		小計	28	22	78.6	665	479	197	282	72.0	41.1	78.5	30.7
関東	8	茨城	8	6	75	200	184	92	92	92	50	90	50.4
	9	栃木	4	2	50	50	51	34	17	102	66.7	101.2	72.1
	10	群馬	3	3	100	106	100	60	40	94.3	60	87.7	51.6
	11	埼玉	7	5	71.4	245	150	83	67	61.2	55.3	51.8	53.1
	12	千葉	9	7	77.8	252	203	113	90	80.6	55.7	81.3	63.6
	13	東京	6	5	83.3	334	269	137	132	80.5	50.9	80.7	47.9
	14	神奈川	14	13	92.9	526	453	317	136	86.1	70.0	84.8	79.1
	15	山梨	1	1	100	70	47	39	8	67.1	83.0	67.1	83.0
	16	長野	1	1	100	30	29	15	14	96.7	51.7	96.7	55.2
	小計	53	38	81.1	1,813	1,486	890	596	82.0	59.9	78.5	61.0	
東海	17	静岡	9	9	100	342	244	195	49	71.3	79.9	72.5	65.3
	18	愛知	7	5	71.4	247	190	181	9	76.9	95.3	64.4	94.5
	19	岐阜	2	2	100	80	64	33	31	80	51.6	76.3	73.8
	20	三重	4	3	75	80	69	57	12	86.3	82.6	82.5	87.9
		小計	22	19	86.4	749	567	466	101	75.7	82.2	71.5	79.0
北陸	21	新潟	7	4	57.1	75	48	19	29	64	39.6	68.3	34.1
	22	富山	2	1	50	50	26	15	11	52	57.7	58	62.1
	23	石川	4	2	50	40	21	14	7	52.5	66.7	8.6	83.3
	24	福井	1	1	100	20	16	9	7	80	56.3	75	53.3
	小計	14	8	57.1	185	111	57	54	60	51.4	50.8	44.7	
近畿	25	滋賀	4	3	75	265	107	55	52	40.4	51.4	66.9	45.8
	26	京都	3	3	100	110	94	33	61	85.5	35.1	87.5	25.7
	27	大阪	8	6	75	325	284	207	77	87.4	72.9	91.9	71.2
	28	兵庫	11	8	72.7	245	228	98	130	93.1	43.0	96.5	19.3
	29	奈良	2	2	100	95	73	52	21	76.8	71.2	66.3	66.7
	30	和歌山	2	2	100	80	67	43	24	83.8	64.2	87.5	71.4
	小計	30	24	80	1,120	853	488	365	76.2	57.2	86.9	45.3	
中国	31	鳥取	1	1	100	65	27	17	10	41.5	63.0	49.2	59.4
	32	島根	6	5	83.3	100	67	39	28	67	58.2	72.5	55.2
	33	岡山	4	4	100	125	94	78	16	75.2	83.0	70.5	62.2
	34	広島	9	5	55.6	100	78	45	33	78	57.7	80.3	38.7
	35	山口	2	2	100	66	58	32	26	87.9	55.2	92	47.8
	小計	22	17	77.3	456	324	211	113	71.1	65.1	73.1	50.6	
四国	36	徳島	3	3	100	110	99	56	43	90	56.6	88.2	58.8
	37	香川	2	2	100	56	46	25	17	75	59.5	82.1	58.7
	38	愛媛	5	4	80	110	68	21	47	61.8	30.9	45	55.6
	39	高知	2	1	50	30	29	12	17	96.7	41.4	65	34.6
	小計	12	10	83.8	306	238	114	124	77.8	47.9	76.0	55.1	
九州	40	福岡	8	5	62.5	230	187	150	37	81.3	80.2	80.6	37.2
	41	佐賀	2	2	100	70	47	35	12	67.1	74.5	72.9	72.5
	42	長崎	2	0	0	0	0	0	0	0	0	94	38.3
	43	熊本	7	6	85.7	250	201	91	110	80.4	45.3	77.2	37.4
	44	大分	4	2	50	80	67	25	42	83.8	37.3	86.7	29.2
	45	宮崎	5	3	60	80	56	26	30	70	46.4	73.8	62.7
	46	鹿児島	7	7	100	132	108	38	70	81.8	35.2	88.2	46.7
	47	沖縄	4	4	100	82	58	27	31	70.7	46.6	82.9	50
	小計	39	29	74.4	924	724	392	332	78.4	54.1	81.7	43.7	
総計			231	180	77.9	6,475	5,017	2,958	2,059	77.5	59.0	78.3	53.0

調査全般において、障害児入所施設から障害者支援施設への移行、もしくは施設の閉鎖等の大きな変動が起こっている時期であり、前年度との比較による分析が難しくなっている項目がある。そのことを踏まえて調査結果を分析しているものとする。

1. 施設数

〔表1〕は調査対象231施設のうち、回答のあった180施設の状況である。設置主体別では、児童福祉法の施行当初から昭和50年代までに公的責任において自治体が施設を設置してきた背景から公立施設が全体に占める比率が高かったが、近年は指定管理制度、民間委譲が進んでおり、公立公営が37施設（20.6%）、公立民営が17施設（9.4%）、民立民営が126施設（70%）であった。



設置主体別の状況

表1 施設数

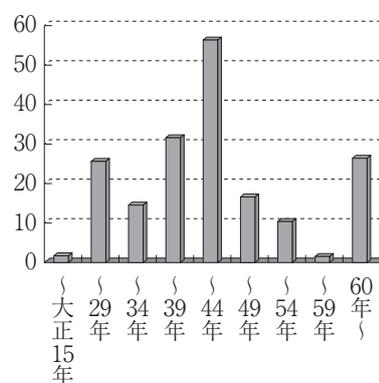
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	180		8	22	43	19	8	24	17	10	29
%	100		4.4	12.2	23.9	10.6	4.4	13.3	9.4	5.6	16.1
公立公営	37	20.6	1	8	8	7	3	4	1	2	3
公立民営	17	9.4	0	2	5	3	1	3	0	0	3
民立民営	126	70	7	12	30	9	4	17	16	8	23
※地区別民立施設比率			87.5	54.5	69.8	47.4	50	70.8	94.1	80	79.3

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、昭和35年から44年の10年間に87施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。その後、昭和60年以降に26施設が設立されている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	1	0.6
昭和元年～29年	25	13.9
昭和30年～34年	14	7.8
昭和35年～39年	31	17.2
昭和40年～44年	56	31.1
昭和45年～49年	16	8.9
昭和50年～54年	10	5.6
昭和55年～59年	1	0.6
昭和60年～	26	14.4
計	180	100



3. 経過的障害者支援施設の指定状況

経過的障害者支援施設の指定状況〔表3〕は、平成26年度調査と比較すると、「指定を受けている（過齢児が在籍）」については、114施設から80施設に減少し、「指定を受けていない（過齢児が不在）」は41施設から100施設に増加した。指定を受けてない事業所は、すでに事業の移行を済ませたものと推察される。

表3 経過的障害者支援施設の指定状況

	施設数	%
指定を受けている	80	44.4
指定を受けていない	100	55.6
計	180	100

4. 児童の出身エリア

措置及び支給決定している児童相談所の数〔表4〕は、前年度調査と比較して大きな変化はなかった。

児童相談所については、平成31年4月1日現在、都道府県、政令指定都市等、全国に215か所あり、10か所以上（神奈川14、愛知13、東京11）設置している自治体もあるが、支所・分室を除けば都道府県に2か所から3か所の設置（25都道府県、53.2%）が最も多い状況にある。なお、9割近い施設が、2か所から4か所を中心とした多数の児童相談所との関わりを有している。

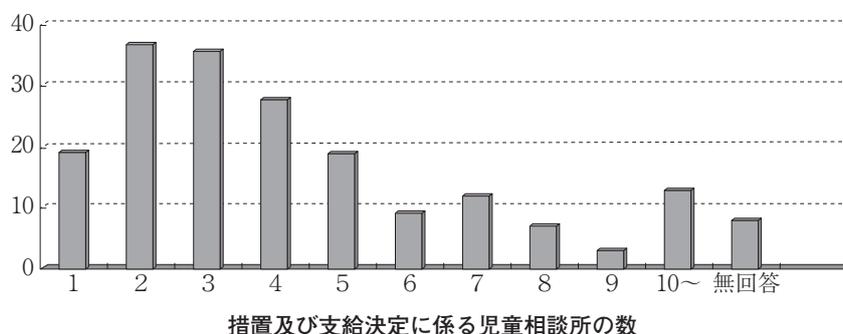


表4 措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
1か所	18	10
2か所	36	20
3か所	35	19.4
4か所	27	15
5か所	18	10
6か所	8	4.4
7か所	11	6.1
8か所	6	3.3
9か所	2	1.1
10か所~	12	6.7
無回答	7	3.9
計	180	100

都道府県の数〔表5〕では、1都道府県が99施設（55.0%）と最も多く、次いで2都道府県が51施設（28.3%）であった。

表5 都道府県の数

	施設数	%
1 都道府県	99	55
2 都道府県	51	28.3
3 都道府県	12	6.7
4 都道府県	6	3.3
5 都道府県以上	4	2.2
無回答	8	4.4
計	180	100

出身区市町村の数〔表6〕では、6～10市区町村が59施設（32.8%）と最も多く、次いで1～5区市町村が46施設（25.6%）であった。

なお、11区市町村以上については65施設（36.1%）であった。このことは移行支援に関して連携する区市町村の多さ、広域での業務であることを意味している。

表6 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5 区市町村	46	25.6
6～10 区市町村	59	32.8
11～15 区市町村	29	16.1
16～20 区市町村	22	12.2
21～25 区市町村	6	3.3
26～30 区市町村	6	3.3
31 区市町村～	2	1.1
無回答	10	5.6
計	180	100

5. 定員の状況

回答施設の定員数〔表7〕の総計は6,475人、1施設当たりの平均定員数は36.0人で、前年度調査（36.8人）から減少している。設置主体別にみると、公立系は2,424人（37.4%）、民立は4,051人（62.6%）であった。

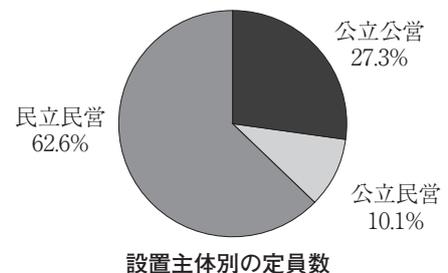


表7 定員数

	定員計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	6,475	—	257	665	1,813	749	185	1,120	456	306	924
%	—	100	4.0	10.3	28	11.6	2.9	17.3	7.0	4.7	14.3
公立公営	1,769	27.3	27	250	545	377	95	215	65	65	130
公立民営	655	10.1	0	75	180	120	10	170	0	0	100
民立民営	4,051	62.6	230	340	1,088	252	80	735	391	241	694
* 民立定員比率 (%)			89.5	51.1	60.0	33.6	43.2	65.6	85.7	78.8	75.1

定員規模別施設数〔表8〕をみると、定員30人の施設が47施設（26.1%）と最も多く、次いで11人から29人の施設が41施設（22.8%）、31人から40人が39施設（23.1%）、31人から40人が37施設（20.6%）であった。

表8 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	14	7.8	2	3.7	12	9.5
11～29人	41	22.8	9	16.7	32	25.4
30人	47	26.1	11	20.4	36	28.6
31～40人	37	20.6	11	20.4	26	20.6
41～50人	16	8.9	7	13.0	9	7.1
51～70人	15	8.3	8	14.8	7	5.6
71人以上	10	5.6	6	11.1	4	3.2
計	180	100	54	100	126	100

6. 在籍の状況

(1) 在籍数

在籍数〔表9〕は、5,017人（定員6,475人）である。設置主体別では、公立公営1,197人（23.9%）、公立民営503人（13.9%）、民立民営3,317人（66.1%）であった。

男女別では、男3,455人（68.9%）、女1,562人（31.1%）で、男女比は7：3と男子が多くなっている。

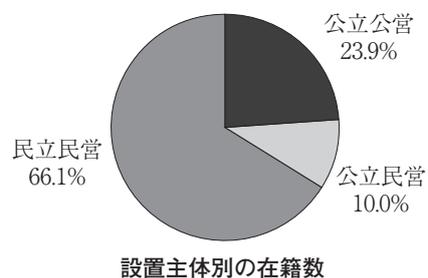


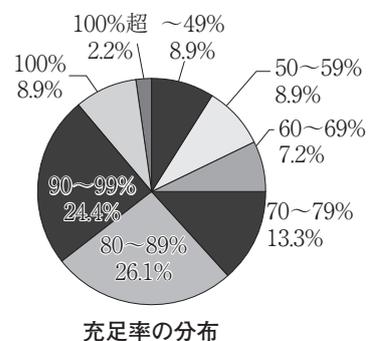
表9 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	3,455	68.9	162	346	1,042	392	81	574	226	163	469
	女	1,562	31.1	73	133	444	175	30	279	98	75	255
	計	5,017	100	235	479	1,486	567	111	853	324	238	724
公立 公営	男	831	69.4	12	127	255	171	48	116	20	27	55
	女	366	30.6	4	41	130	80	12	45	7	8	39
	計	1,197	100	16	168	385	251	60	161	27	35	94
公立 民営	男	358	71.2	0	45	107	68	4	84	0	0	50
	女	145	28.8	0	17	42	32	1	31	0	0	22
	計	503	100	0	62	149	100	5	115	0	0	72
民立 民営	男	2,266	68.3	150	174	680	153	29	374	206	136	364
	女	1,004	31.7	69	75	272	63	17	203	91	67	194
	計	3,317	100	219	249	952	216	46	577	297	203	558

(2) 在籍率

回答施設の充足率〔表11〕は、全体で77.5%と前年度調査と比べて0.8ポイント減少した。

充足率（定員比）の状況〔表10〕をみると、「90～100%未満」が44施設（24.4%）、「100%」が16施設（8.9%）、「100%超」が4施設（2.2%）で、充足率が90%以上の施設は64施設（35.6%）である。充足率が90%以上の施設を設置主体別で見ると、公立6施設（11.1%）民立58施設（46.0%）で民立施設の方が多。なお、充足率50%未満は16施設であった。



設置主体別充足率〔表11〕では、公立公営は67.7%、公立民営が76.8%、民立民営は81.9%で、民立施設より公立施設の充足率が低い。

表10 充足率（定員比）の状況

	50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	計
施設数	16	16	13	24	47	44	16	4	180
%	8.9	8.9	7.2	13.3	26.1	24.4	8.9	2.2	100
公立	7	9	5	11	16	3	3	0	54
%	13.0	16.7	9.3	20.4	29.6	5.6	5.6	0	100
民立	9	7	8	13	31	41	13	4	126
%	7.1	5.6	6.3	10.3	24.6	32.5	10.3	3.2	100

表11 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率(%)
公立公営	37	1,769	1,197	67.7
公立民営	17	655	503	76.8
民立民営	126	4,051	3,317	81.9
計	180	6,475	5,017	77.5

7. 措置・契約の決定率

全在籍者数〔表12〕のうち措置が2,958人（59.0%）、契約が2,059人（41.0%）となっており、前年度調査（53.0%）と比べて措置率が上昇している。また設置主体別では、公立公営が措置60.6%・契約39.4%、公立民営が措置59.4%・契約40.6%、民立民営が措置58.3%・契約41.7%であった。

前年度調査と比較すると、措置率が公立公営で7.6ポイント増加、公立民営で4.6ポイント増加、民立民営で5.7ポイント増加している。

地区別では、東海の措置率が82.2%で最も高く、次いで中国65.1%、北海道60.9%、関東59.9%、九州54.1%であった。なお、措置率が最も低いのは、東北で41.1%であった。都道府県毎の措置率は冒頭の回答施設県別一覧で示しているが、都道府県による格差が著しい状況が続いている。

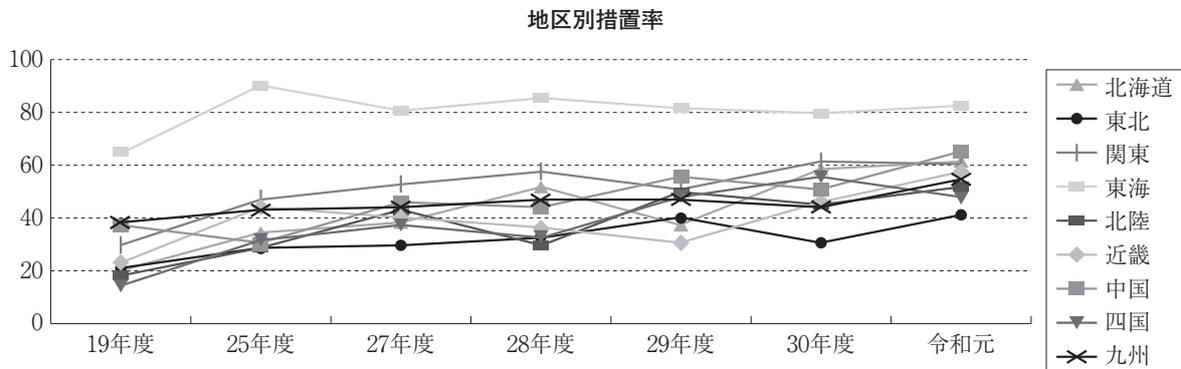


表12 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	68.9	3,455	162	346	1,042	392	81	574	226	163	469
	女	31.1	1,562	73	133	444	175	30	279	98	75	255
	計	100	5,017	235	479	1,486	567	111	853	324	238	724
	うち措置	59.0	2,958	143	197	890	466	57	488	211	114	392
措置率			59.0	60.9	41.1	59.9	82.2	51.4	57.2	65.1	47.9	54.1
公立公営	男	69.4	831	12	127	255	171	48	116	20	27	55
	女	30.6	366	4	41	130	80	12	45	7	8	39
	計	100	1,197	16	168	385	251	60	161	27	35	94
	うち措置	60.6	725	9	64	234	215	21	100	17	20	45
公立民営	男	71.2	358	0	45	107	68	4	84	0	0	50
	女	28.8	145	0	17	42	32	1	31	0	0	22
	計	100	503	0	62	149	100	5	115	0	0	72
	うち措置	59.4	299	0	31	116	73	4	47	0	0	28
民立民営	男	68.3	2,266	150	174	680	153	29	374	206	136	364
	女	31.7	1,051	69	75	272	63	17	203	91	67	194
	計	100	3,317	219	249	952	216	46	577	297	203	558
	うち措置	58.3	1,934	134	102	540	178	32	341	194	94	319

Ⅱ 児童の状況

1. 年齢の状況

(1) 在籍児の年齢の状況

在籍児童数は180施設5,017人で、前年度調査（169施設4,877人）と比較して140人増加しているが、回答施設数が11施設増えたことによる増加とみられ、在籍児童数に大きな変化は見られない。

在籍児を年齢区分別にみると、5歳以下が108人（2.2%）、6歳から11歳が1,091人（21.7%）、12歳から14歳が1,147人（22.9%）、15歳から17歳が1,920人（38.3%）で、前年度調査と同様に年齢が上がるにしたがって在籍数は増えている。全在籍児童数5,017人に占める18歳未満4,266人の割合は85.0%で前年度調査より3.4ポイント上昇している。

在籍児全体に占める措置（2,958人）の割合は59.0%であるが、18歳未満の児童に限ってみると措置率は64.9%となっている。それぞれ前年度調査の全体の措置割合53.0%、18歳未満の措置割合60.9%と比べ、措置児童の割合は全体で6.0ポイント、18歳未満では4.0ポイント増加している。

措置児童の割合を年齢区分別にみると、5歳以下が80.6%（前年度調査78.0%）、6歳から11歳が70.6%（同68.5%）、12歳から14歳が67.4%（同62.9%）、15歳から17歳が59.4%（同54.3%）となっており、年齢が上がるにしたがって措置率が低くなる傾向は前年度調査と同様であるが、全年代で若干措置率が上がっている。

また、在所延長年齢の18歳から19歳の措置率は52.1%（前年度調査49.5%）で、半数以上が20歳までの措置延長が適用されており、この年代においても前年度調査から若干措置率が上がっている。

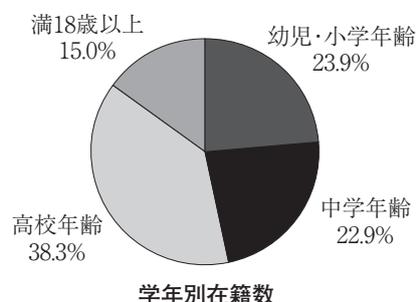


表13 年齢構成（全体）

	人数	%
合計	5,017	100
男	3,455	68.9
女	1,562	31.1
うち措置 (再掲)	2,958	59.0

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
人数	108	1,091	1,147	1,920	4,266	85.0
%	2.2	21.7	22.9	38.3	85.0	
男	77	771	785	1,285	2,918	58.2
女	31	320	362	635	1,348	26.9
うち措置 (再掲)	87	770	773	1,140	2,770	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	357	251	93	50	751	15.0
%	7.1	5.0	1.9	1.0	15.0	
男	248	172	77	40	537	10.7
女	109	79	16	10	214	4.3
うち措置 (再掲)	186	2	0	0	188	

在籍児童の平均年齢〔表14〕は、10歳未満が0施設、10～15歳未満が76施設（42.2%）、15～18歳未満が35施設（19.4%）であった。平均年齢18歳未満の施設については、111施設と前年度調査（89施設）より22施設増加している。無回答の施設を除いて全体に占める割合を比較してみると、前年度調査88.1%から今年度調査はさらに89.5%と1.4ポイント増加しており、回答施設の多くが児童施設として運営していく方向で進んでいることが推察される。

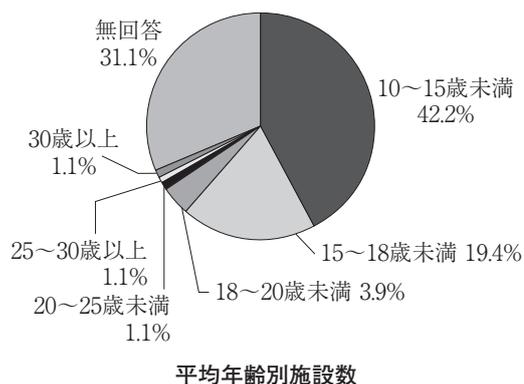


表14 平均年齢

	施設数	%
10歳未満	0	0
10～15歳未満	76	42.2
15～18歳未満	35	19.4
18～20歳未満	7	3.9
20～25歳未満	2	1.1
25～30歳未満	2	1.1
30歳以上	2	1.1
無回答	56	31.1
計	180	100

(2) 在所延長児童の状況

前年度調査まで12年間微減が続いていた在所延長児童は、今年度調査では、回答施設数が11増加したにもかかわらず、前年度調査899人から751人と減少しており、移行支援の取り組みが継続されていることがうかがえる。

過齢児数及び地区別過齢児比率〔表15〕にみられるように、前年度調査で過齢児の占める割合が高かった東北、近畿地区は、近畿地区は前年度調査と比べて12.2ポイント下がった一方、東北地区は微減であった。なお、その他の地区については、ほぼ前年度調査と同様の割合で推移している。

全国的にみると全入所児童に占める過齢児の状況は、前年度調査と比べ減少しており、施設形態の選択に伴う経過措置期間は延長になったが、平成30年4月を念頭においてきた各施設の取り組みの結果といえ、2021年4月にむけて支援体制の方向性が徐々に明確になっているといえよう。

表15 過齢児数及び地区別過齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	751	21	109	213	27	23	189	30	53	86
%	15.0	8.9	22.8	14.3	4.8	20.7	22.2	9.3	22.3	11.9

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表16〕は、0%は130施設と前年度調査より11施設増加し、10%未満と合わせると150施設83.3%と前年度調査を更に上回り、回答施設の8割を超えている。それぞれの地域で将来児童施設として運営していこうという強い思いの結果といえるのではないかと。20歳以上の在籍

率20%未満の施設は前年度調査と比較して13施設増え、また20歳以上が50%以上を占める施設は8施設と前年度調査と変わらず、2021年度の転換や併設の方向が決定しているとみることできる。引き続き今後の動向として、施設形態の選択に伴う経過措置期間が2021年3月まで延長されたことを踏まえ、各地域、各施設で、子どもの24時間の支援体制の構築に向けて具体策を進めていくことが求められており、2021年3月までのその動きを注視していく必要がある。

表16 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%	公立	私立
0%	130	72.2	39	91
10%未満	20	11.1	6	14
10～20%未満	8	4.4	3	5
20～30%未満	5	2.8	1	4
30～40%未満	7	3.9	2	5
40～50%未満	2	1.1	0	2
50～60%未満	4	2.2	2	2
60～80%未満	3	1.7	0	3
80～100%未満	1	0.6	1	0
100%	0	0	0	0
計	180	100	54	126

(3) 入所時の年齢

児童の入所時の年齢〔表17〕をみると、中学校卒業年齢の15歳が最も多く527人（10.5%）、次いで小学校入学年齢の6歳が511人（10.2%）、小学校卒業年齢の12歳が496人（9.9%）であった。一方、5歳以下の児童は709人（14.1%）で前年度調査より65人増加している。中学卒業年齢が多いのは前年度調査と変わらず、更に小学6年と中学1年を併せると840人（16.7%）と、5歳以下から中学卒業年齢までの幅広い年代でいずれも増加傾向がみられ、児童としての継続の方向と読み取れる動きといえる。

小学高年から中学・高校にかけての入所は、児童の体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さが出現してくる時期との捉え方もできよう。一方で就学前及び小学就学年齢の児童は合わせると1,220人（24.3%）を占めており、一人親家庭の増加や貧困などの実情にも目を向けて、社会的養護の必要な子どもへの視点ももちながら丁寧な支援を継続していく必要がある。

表17 児童の入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計		不明	合計
合計	5	45	177	221	261	709	合計	182	5,017
%	0.1	0.9	3.5	4.4	5.2	14.1	%	3.6	100
男	3	26	126	168	188	511			
女	2	19	51	53	73	198			

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	511	268	263	281	338	325	496	344	353	527	240	180	4,126
%	10.2	5.3	5.2	5.6	6.7	6.5	9.9	6.9	7.0	10.5	4.8	3.6	82.2
男	364	194	174	189	228	223	373	239	237	341	158	129	2,849
女	147	74	89	92	110	102	123	105	116	186	82	51	1,277

2. 在籍期間

在籍期間〔表18〕は、5年から10年未満が1,174人（23.4%）と最も多く、次いで3年から5年未満が914人（18.2%）と、前年度調査と比べて実人数は増加傾向にある。それぞれの施設で、高校卒業後の移行支援に取り組んでいる成果であろう。

15年から20年未満の93人（1.9%）、20年以上の135人（2.7%）は在所延長児童と思われ、児者転換等との関連で2021年3月まで一定程度の割合を占めていくものと予測されるが、実数、割合ともに前年度調査より減少している。将来の方向性との関係が明確にみとれる。

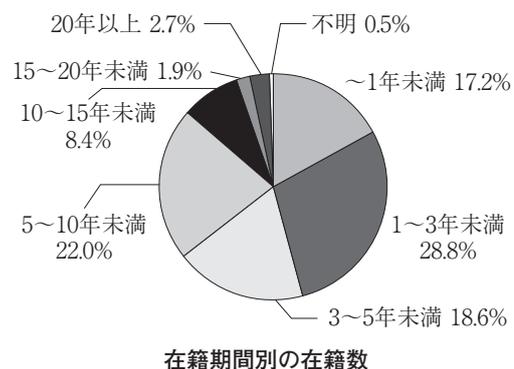


表18 在籍期間

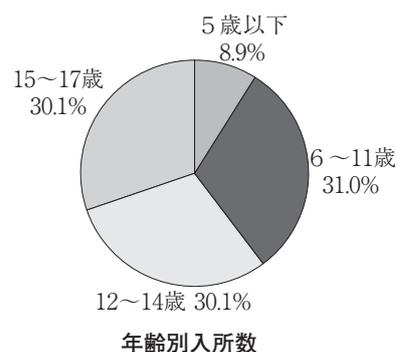
	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	536	310	723	694	914	1,174	413	93	135	25	5,017
%	10.7	6.2	14.4	13.8	18.2	23.4	8.2	1.9	2.7	0.5	100
男	347	212	514	479	643	797	285	67	105	3	3,452
女	189	98	209	215	271	377	128	26	30	22	1,565

3. 入所の状況

(1) 入所児数

平成30年度中の新規入所児童数〔表19〕は、全体で878人、前年比94人の増である、回答施設が11施設増えたことによるものとみることができよう。内訳は措置が平成30年度入所児童全体の57.7%（507人）、契約が42.3%（371人）で、前年度調査と同様に措置が契約を上回っている。制度改正から10年以上経過したが危機的状況の児童の割合が増加しているというよりも、むしろ契約が原則ではなく、保護者の状況をも踏まえた上で、子どもの最善の利益の視点で、児童相談所が対応していることがうかがえる。

年齢区分別では、5歳以下が78人（8.9%）、6歳から11歳が272人（31.0%）。12歳から14歳が264人（30.1%）、15歳から17歳が264人（30.1%）で、前年度調査と同様に6歳から11歳の新規入所児童が最も多くなっている。



平成30年度の新規入所児童を措置、契約別にみると、児童の年齢が高くなるにつれて契約で入所する児童の割合が増加しているのは前年度調査と同じだが、就学前児童は76.9%、小・中学生年齢では60.8%が措置入所であった。措置率がわずかに減っているが、実人数でも高校生年齢を除き措置が契約を上回っているのは前年度調査と同様の結果である。

表19 平成30年度中の新規入所児数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	878	78	272	264	264
措置	507	60	169	157	121
	100	11.8	33.3	31.0	23.9
契約	371	18	103	107	143
	100	4.9	27.8	28.8	38.5

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

30年度入所率	17.5%
---------	-------

表20 年間新規入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	私立
0人	9	5.0	4	5
1人	18	10.0	3	15
2人	23	12.8	6	17
3人	19	10.6	5	14
4人	25	13.9	5	20
5人	23	12.8	9	14
6人	11	6.1	2	9
7人	15	8.3	7	8
8人	6	3.3	1	5
9人	6	3.3	2	4
10人	4	2.2	2	2
11人以上	21	11.7	8	13
計	180	100	54	126

それぞれの施設における年間新規入所児童数の状況〔表20〕は、新規入所児童数0人が9施設と前年度調査より10施設の減少であった。地域の状況や行政との調整はあるものの、児者転換を視野に運営している施設と、児童施設の機能を維持していくという意思表示を明確にしつつある施設の二極化は2021年3月末まで続くと推測される。

(2) 緊急一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況

今年度調査から、児童期の緊急対応の制度である「緊急一時保護委託」制度の状況について調査した。緊急一時保護の委託を受けている事業所は、155施設86.1%となっており、一時保護に対する保護者の拒否や、同意がスムーズに取れない場合に、子どもの最善の利益を守るためのセーフティネットとしての機能を果たすべく取り組んでいる施設の姿勢がうかがわれる。このことは、まさに社会的養護そのものといえ、報酬等について実態に即した全国統一の整理等が求められよう。委託を受けている場合の受け入れ児童数〔表22〕からは、委託を受けている155施設のうち、132施設85.2%が実際に委託を受け支援している実態をうかがい知ることができ、今後の動向を注視していく必要がある。

表21 緊急一時保護の委託の状況

	施設数	%	公立	私立
一時保護の委託を受けている	155	86.1	47	108
委託を受けていない	15	8.3	2	13
無回答	10	5.6	5	5
計	180	100	54	126

表22 委託を受けている場合の受け入れ人数

入所数	施設数	%	公立	私立
0人	23	14.8	7	16
1人	28	18.1	7	21
2人	21	13.5	9	12
3人	20	12.9	6	14
4人	9	5.8	1	8
5人	7	4.5	1	6
6人	5	3.2	1	4
7人	9	5.8	1	8
8人	5	3.2	0	5
9人	1	0.6	0	1
10～14人	17	11.0	10	7
15人以上	10	6.5	4	6
計	155	100	47	108

(3) 入所の理由

入所の理由〔表23〕は、前年度調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。調査結果に前年度調査と大きな変化は無く、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。家族の状況等では「保護者の養育能力不足」が49.8%、「虐待・養育放棄」が33.0%で僅かに増えており、多くの子どもたちが厳しい生活環境に置かれ、「育ち」が十分保障されないような状況にあったとみることもできるのではないだろうか。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め、きめ細かな背景の把握と支援策の必要性をあらわしているものと推察され、同時に全在籍児童について、「ADL・生活習慣の確立」「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることも支援者は念頭におく必要がある。また、入所時年齢のところでも述べたが、子どもの成長に伴う体力の伸びや要求の強まりなどに伴う日常行動が、家庭内での養育を困難にしている可能性も垣間みえる。

また、「貧困」に起因する入所理由につながる「親の離婚・死別」や「家庭の経済的理由」及び「保護者の疾病・出産等」の理由での入所も前年度調査と同様の傾向であり、支援現場の実感からは種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響（虐待の誘発や不十分な養育等）を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要がある。また契約入所の場合にこうした家庭の出身児童が衣類の十分な補充や、修学旅行等就学に絡む費用に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう、制度的対応等についての検討の必要性は、今年度調査でも大きく変わっていないと推察される。

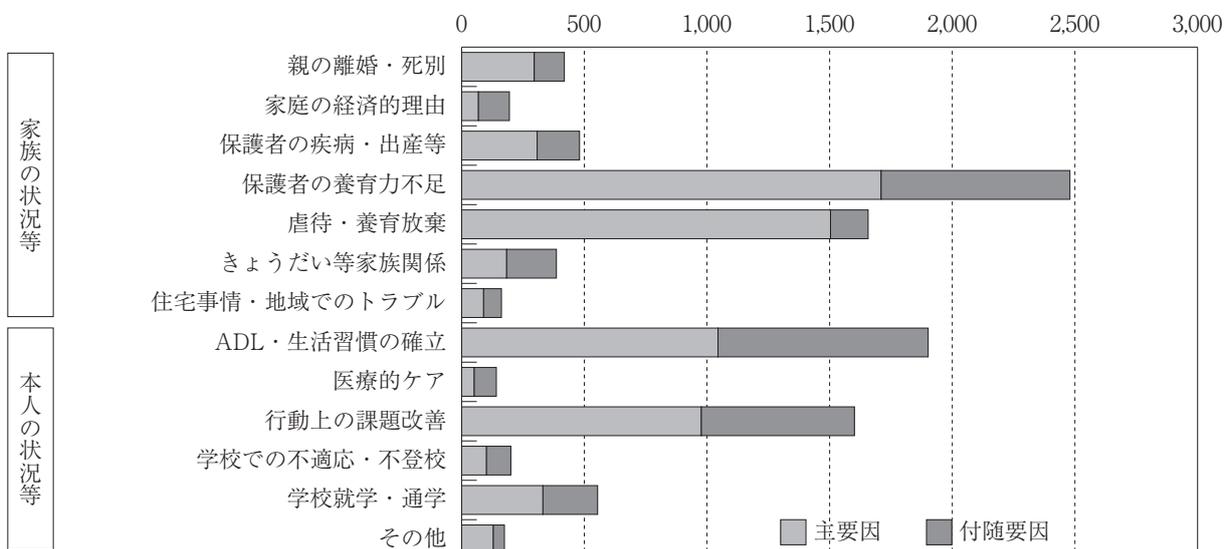
一方、本人の状況等では、前述したとおり「ADL・生活習慣の確立」と「行動上の課題改善」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、行動上の課題改善のために入所する傾向も続いている。背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、愛着形成の不十分さなどがあることが推察されるため、育ちの環境に一層視点をあてていく必要がある。

学校就学・通学のための入所について前年度調査と比べ減少しているものの、地域によっては障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っていることがうかがえると同時に、児童施設として運営していく方針が明確になり、高校卒業後の移行支援に積極的に取り組んだことでの、児童の入れ替りがさらに多くなったものと推察される。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって、背負いきれないほどの「重い荷物」を背負い、心に傷を抱えて入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じとり、自らを肯定できるよう、個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援が一層求められている。

表23 入所理由（重複計上）

内 容	在籍者全員について						うち30年度入所者について						
	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	30年度入所者比	
	措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	148	145	72	43	408	8.1	28	19	7	3	57	6.5
	家庭の経済的理由	35	25	85	40	185	3.7	3	5	12	5	25	2.8
	保護者の疾病・出産等	159	144	108	58	469	9.3	32	33	13	13	91	10.4
	保護者の養育力不足	1,013	712	573	201	2,499	49.8	191	152	76	56	475	54.1
	虐待・養育放棄	1,413	95	116	32	1,656	33.0	201	10	24	6	241	27.4
	きょうだい等家族関係	50	131	88	118	387	7.7	14	30	15	27	86	9.8
	住宅事情・地域でのトラブル	37	43	37	34	151	3.0	11	10	9	9	39	4.4
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	633	416	425	424	1,898	37.8	73	52	53	67	245	27.9
	医療的ケア	22	26	58	24	130	2.6	6	1	13	6	26	3.0
	行動上の課題改善	498	485	355	259	1,597	31.8	83	138	41	31	293	33.4
	学校での不適応・不登校	63	35	55	34	187	3.7	22	11	21	17	71	8.1
	学校就学・通学	150	182	112	106	550	11.0	31	54	14	17	116	13.2
	その他	57	65	28	18	168	3.3	15	20	6	6	47	5.4
実人数	2,958	2,059	2,958	2,059	5,017	100	507	371	507	371	878	100	



(4) 虐待による入所の状況

被虐待入所児童〔表24〕は、351人と平成30年度の入所者に占める割合は40.0%，そのうち被虐待児受け入れ加算の認定を受けているのは209人（59.5%）と前年度調査と比べ、実人数、割合ともに増加している。依然として虐待に歯止めがかかっていないことがうかがえる。また、虐待の内容〔表26〕のネグレクトをみると在籍児童に占める割合は大きく、虐待の内容それぞれが、複雑に重複して起きるこ

とを考えると、心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいという現状からカウントされていない児童の存在も考慮する必要がある。また、虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると、一人ひとりの行動に一層細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたということもあり、平成30年度の全国の児童相談所への児童虐待通告件数は速報値（厚生労働省）で15万件超に達している。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この10年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表24 虐待による入所数

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
男	200	223	229	247	243	194	221	194	217	199	227
女	168	150	151	151	151	174	104	124	137	123	124
計	368	373	380	398	394	368	325	318	354	322	351

表25 平成30年度 被虐待入所児童の内訳

	被虐待児	児相判断
男	227	209
女	124	102
計	351	311

被虐待児加算認定児童数（令和元年6月1日現在）209人
左記の他に被虐待児加算を受けたことがある児童 677人

※351人のうち、契約により入所の児童 34人

虐待の内容〔表26〕については、ネグレクトが70.7%、身体的虐待が39.0%、心理的虐待が20.8%、性的虐待が20.8%となっている。令和元年度の全国の児童相談所への児童虐待通告件数は速報値では、心理的な虐待の割合が多くを占めているが、本調査ではネグレクトが大きな割合を占めていることから、その背景にも目を向ける必要がある。また、性的虐待の割合も20.8%と上記の通告件数の割合より大幅に高くなっていることにも注意していく必要がある。

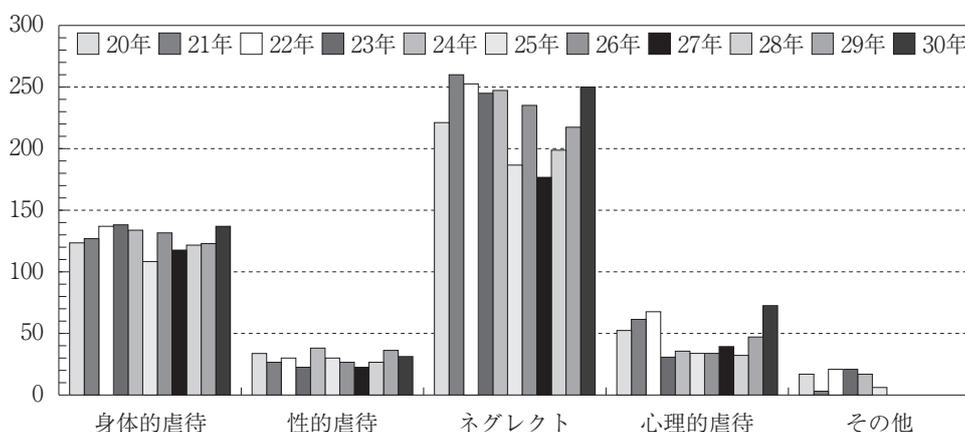


表26 虐待の内容（※重複計上）

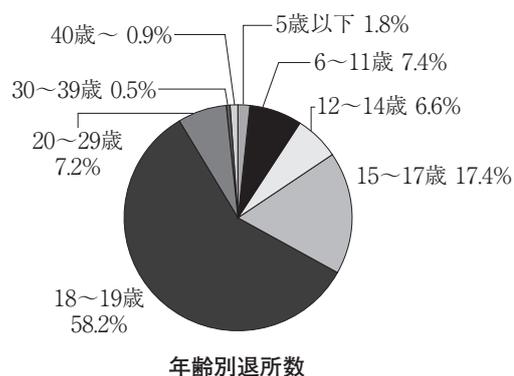
	計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他	
20年度	368	49.6	123	34	220	52	19	
21年度	373	49.4	126	27	258	62	5	
22年度	380	47.1	136	30	250	68	22	
23年度	398	53.1	137	23	244	32	11	
24年度	394	47.0	133	39	246	36	19	
25年度	368	43.7	108	31	186	35	8	
26年度	325	43.9	130	27	233	35		
27年度	318	48.0	117	23	176	40		
28年度	381	38.6	121	28	198	34		
29年度	322	41.1	122	37	216	34		
30年度	人数	351	40.0	137	32	248	73	
	%	100		39.0	9.1	70.7	20.8	
	男	227	64.7	99	8	161	33	
	女	124	35.3	38	24	87	40	

4. 退所の状況

(1) 退所児数

平成30年度の退所数〔表27〕は977人で、内訳は措置540人、契約437人となっており、前年度調査より104人減少している。

年齢では18歳から19歳の退所が569人（58.2%）と最も多く、前年度調査と同様に過半数を超えており、高等部卒業年と同時に退所する流れが確立されつつある。次いで、15歳から17歳が170人（17.4%）、6歳から11歳が72人（7.4%）、12歳から14歳が64人（6.6%）となっており、小学校や中学校の卒業時も退所のタイミングになっていると考えられる。



過齢児の退所では、満20歳以上の退所は84人（8.6%）となっており、前年度調査と比べて160人減少しているが、児・者併設の施設に指定変更した施設があることによるものと推察される。

在所延長規定の経過措置が2021年3月末まで延長されたが、今後の退所の状況について注視していく必要がある。

表27 平成30年度退所数

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
22年度		857	3	57	56	108	391	177	50	15
		100	0.4	6.7	6.5	12.6	45.6	20.7	5.8	1.8
23年度		1,009	5	67	58	93	501	195	67	23
		100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
24年度		930	11	54	55	119	486	146	47	12
		100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度		870	8	53	59	115	446	129	40	20
		100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度		823	11	46	51	104	480	90	31	10
		100	1.3	5.6	6.2	12.6	58.3	10.9	3.8	1.2
27年度		758	5	33	41	102	436	103	22	16
		100	0.7	4.4	5.4	13.5	57.5	13.6	2.9	2.1
28年度		930	7	81	100	151	494	76	12	9
		100	0.8	8.7	10.8	16.2	53.1	8.2	1.3	1.0
29年度		1,081	14	54	55	122	592	143	67	34
		100	1.3	5.0	5.1	11.3	54.8	13.2	6.2	3.1
30年度	措置	540	10	37	31	90	357	15	0	0
		100	1.9	6.9	5.7	16.7	66.1	2.8	0	0
	契約	437	8	35	33	80	212	55	5	9
		100	1.8	8.0	7.6	18.3	48.5	12.6	1.1	2.1

表28 契約児童で利用料滞納のまま退所した児者

	人数	%
29年度	31	5.4
30年度	19	4.3

平成30年度に利用料を滞納したまま退所した契約児者〔表28〕は19人で、平成29年度に引き続いて減少しているが、施設運営面での影響もあることから、対応策を検討する必要がある。

表29 平成30年度 年間退所数別施設数

退所数	施設数	%	公立	民立
0人	36	20	9	27
1～2人	29	16.1	8	21
3～5人	52	28.9	15	37
6～9人	45	25	13	32
10人以上	18	10	9	9
計	180	100	54	126

平成30年度の年間退所数別施設数〔表29〕をみると、0人（退所なし）が36施設（20%）、1人から2人が29施設（16.1%）、3人から5人が52施設（28.9%）、6人から9人が45施設（25%）であった。通過型施設である児童施設の退所が2人以下の施設が3分の1を超えている（36.1%）のは、定員30人以下の施設が過半数を超えており、そのような施設では、当該年度に高等部卒業年齢の児童が在籍していないことも一因であると推察される。一方、10人以上の退所は18施設（10%）となっており、みなし

規定の廃止に伴い過齢児の退所に積極的に取り組んでいることが関係していると推察される。

(2) 入退所の推移

〔表30〕は、ここ10年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とはいえないものの、平成28年に入所者数が退所者数を上回った年以外は、平成21年以降退所数が入所数を上回り在籍数の減少傾向を示している。

平成30年は入所数が878人となり、前年度調査より94人増えており、社会的養護ケースの中に障害がある児童が増えていることが推察される。また過去10年の中でも3番目に多い977人が退所し、入所者数より99人上回る結果となっている。

表30 在籍数の増減（入所数－退所数）の推移

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	計
入所数	752	822	869	839	843	741	709	947	784	878	8,184
退所数	802	857	1,009	930	870	823	758	930	1,081	977	9,037
増減	-50	-35	-140	-91	-27	-82	-49	17	-297	-99	-853

平成30年度の在籍数の増減〔表30－2〕をみると、70施設が減少し前年度調査に比べ33施設の増、84施設が増加し18施設の減となっている。全体の在籍数は減っているが、増加した施設と増減のない施設の合計が6割を超えており、一定の入所ニーズを抱えていることがみてとれる。

表30－2 平成30年度の在籍数の増減

増減	施設数	%	公立	民立
▲10名未満	3	1.7	1	2
▲9名～▲5名	9	5	3	6
▲4名～▲1名	58	32.2	16	42
0	26	14.4	7	19
1名～4名	56	31.1	19	37
5名～9名	19	10.6	6	13
10名以上	9	5	2	7
計	180	100	54	126

(3) 進路の状況

平成30年度退所児童の進路（生活の場）〔表31〕について、最も多かったのが「家庭」の301人（30.8%）で4ポイント増、「グループホーム・生活寮等」が274人（28.0%）で2.1ポイント増、「施設入所」が244人（25.0%）で10.1ポイント減となっている。家庭、アパート、グループホーム、社員寮、福祉ホーム、自立訓練（宿泊型）等を合わせると611人（62.5%）となり、児童施設を退所した6割を超える児童が、生活の場を「地域」に移している。児童施設が退所時の児童や家族の状況を把握した上で、関係機関と連携しながら、「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

表31 平成30年度退所児童の進路（生活の場）

	人数	%
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	301	30.8
2. アパート等（主に単身）	5	0.5
3. グループホーム・生活寮等	274	28.0
4. 社員寮・住み込み等	1	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎	2	0.2
6. 特別支援学校寄宿舎	1	0.1
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	54	5.5
8. 児童養護施設	5	0.5
9. 知的障害者福祉ホーム	1	0.1
10. 救護施設	2	0.2
11. 老人福祉・保健施設	0	0
12. 一般病院・老人病院	1	0.1
13. 精神科病院	10	1.0
14. 施設入所	244	25.0
15. 自立訓練（宿泊型）	29	3.0
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	5	0.5
17. その他・不明	36	3.7
18. 死亡退所	6	0.6
計	977	100

平成30年度退所児童の進路（日中活動の場）〔表31-2〕をみると、生活介護の利用が294人（30.1%）で最も多かった。また、保育所・幼稚園、児童発達支援センター、小中学校、特別支援学校等の利用は、190人（19.4%）であり、退所児童の生活の場〔表31〕として「家庭」が多かったことと関連している。学齢期であれば、児童の成長や行動の落ち着き、家庭環境の改善・安定などにより、児童本人の障害の軽重に関わらず地域でのサービスの充実等により地域で生活できるようになったケースが多くあることが推察される。

また、一般就労、福祉作業所・小規模作業所、職業能力開発校、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等の就労系の活動の場は327人（33.5%）で、前年度調査と大きな変化はない。

表31-2 平成30年度退所児童の進路（日中活動の場）

	人数	%
1. 家庭のみ	28	2.9
2. 一般就労	109	11.2
3. 福祉作業所・小規模作業所	49	5.0
4. 職業能力開発校	6	0.6
5. 特別支援学校（高等部含む）	119	12.2
6. 小中学校	5	0.5
7. 小中学校（特別支援学級）	39	4.0
8. その他の学校	14	1.4
9. 保育所・幼稚園	6	0.6
10. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	16	1.6
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	7	0.7
12. 児童養護施設	1	0.1
13. 救護施設	1	0.1
14. 老人福祉・保健施設	0	0
15. 一般病院・老人病院（入院）	0	0
16. 精神科病院（入院）	11	1.1
17. 療養介護	6	0.6
18. 生活介護	294	30.1
19. 自立訓練	29	3.0
20. 就労移行支援	29	3.0
21. 就労継続支援A型	18	1.8
22. 就労継続支援B型	116	11.9
23. 地域活動支援センター等	3	0.3
24. 少年院・刑務所等の矯正施設	4	0.4
25. その他・不明	61	6.2
26. 死亡退所	6	0.6
計	977	100

平成30年度退所者のフォローアップ〔表32〕では、予後指導を実施した退所者は398人（40.7%）と前年度調査526人（48.7%）から減少しているものの、実施回数は765回から831回と増加している。全体の6割を超える施設がフォローアップを実施していることから、フォローアップの重要性や取り組みの必要性は認識されているが、人的な負担は大きく、すべての退所児童のフォローアップができない現状があると思われる。今後はフォローアップ業務を事業化するなど制度的な対応も必要であろう。

表32 平成30年度退所者のフォローアップ

	施設数	%	公立	私立
実施した	118	65.6	35	83
予後指導実施人数（人）	398	40.7	144	254
予後指導実施回数（回）	831		381	450
退所者（人）	977	100		
実施していない	40	22.2	12	28
無回答	22	12.2	7	15
計	180	100	54	126

5. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表33〕は、両親世帯が2,156人（43.0%）、母子世帯が1,793人（35.7%）、父子世帯が590人（11.8%）、「きょうだい」「祖父母・親戚」「その他」が363人（7.2%）といずれも前年度調査と大きな変化はなかった。

世帯別の措置率についても母子世帯69.7%、父子世帯56.4%、両親世帯46.3%と、前年度調査とほぼ同じ結果である。一人親世帯の措置率が多くっており、両親世帯においても虐待等により措置になっているケースが半数近くあることがわかる。

祖父母や親戚が保護者になっている世帯の3割近くが契約となっており、祖父母等の契約締結者が未成年後見人や成年後見人になっているケースもあると推察される。また、兄弟・姉妹での入所が199世帯468人で、前年度調査より27世帯224人減少している。

このような状況は、家庭での養育困難、親の養育力の低下等が背景にあると思われ、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みである「措置」で対応することが望まれる。「契約」による施設利用が難しいケースについては、公的責任である「措置」で対応する必要性が高いことが示されている。

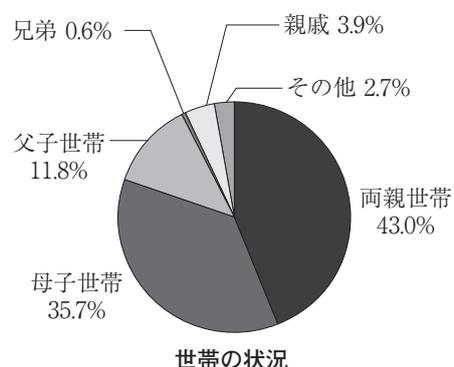


表33 家庭の状況

	人数		%
	人数		
両親世帯	人数	2,156	43.0
	うち措置人数	998	33.7
母子世帯	人数	1,793	35.7
	うち措置人数	1,249	42.2
父子世帯	人数	590	11.8
	うち措置人数	333	11.3
きょうだいのみ世帯	人数	32	0.6
	うち措置人数	20	0.7
祖父母・親戚が保護者世帯	人数	197	3.9
	うち措置人数	139	4.7
その他	人数	134	2.7
	うち措置人数	97	3.3
在籍児総数	人数	5,017	100
	うち措置人数	2,958	100

兄弟・姉妹で入所	世帯数	199	
	人数	468	9.3
	うち措置世帯数	143	
	うち措置人数	336	11.4

(2) 帰省・面会の状況

家庭の状況〔表33〕を背景に帰省の状況〔表34〕をみると、帰省が全くなく家族交流がない児童は措置と契約を合わせて2,216人（44.2%）と前年度調査より2.5ポイント増加している。

週末（隔週）帰省は14.3%、月1回程度は14.3%、「年1～2回」と「帰省なし」は合わせて71.1%で前年度調査より1.5ポイント増えている。年に数回あるいはまったく帰省できない状況が続いており、家庭での育ちを経験しないまま育つ子どもが多いことを示している。措置・契約別で帰省状況を見ると、措置児童の家庭帰省等が少ないのは、子どもの障害の状況もさることながら、措置の要件を考えると保護者の養育能力や養育姿勢とともに貧困も要因にあることが推察される。また、契約児童のうち24.5%が全く帰省できていない状況にあることから、「契約」から「措置」への変更を検討すべきケースが含まれていると推察される。

表34 帰省の状況

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	152	3.0
	契約	567	11.3
月1回程度	措置	318	6.3
	契約	399	8.0
年1～2回	措置	826	16.5
	契約	526	10.5
帰省なし	措置	1,712	34.1
	契約	504	10.0
無回答		13	0.3
在籍児数	人数	5,017	100

帰省できない理由〔表35〕では、「親がいない」は115人、「家庭状況から帰せない」は1,583人、「本人の事情で帰らない」247人と「地理的条件」22人を除く何らかの理由で帰省できない児童が1,947人（87.9%）と高い比率となっている。入所した原因となる家庭環境や保護者の状況、あるいは本人の状態などの問題が入所後も容易には改善できない状況が続いていると推察される。

表35 帰省できない理由（重複計上）

		人数	%
親がいない	人数	115	5.2
	施設数	57	
地理的条件	人数	22	1.0
	施設数	18	
本人の事情で帰らない	人数	247	11.1
	施設数	67	
家庭状況から帰せない	人数	1,583	71.4
	施設数	163	
その他	人数	249	11.2
	施設数	46	
「帰省なし」の児童数		2,216	100

面会等の状況〔表36〕は、「年に1～2回程度家族が訪問」が31.1%で最も多く、次いで「家族の訪問なし」が21.6%、「月に1回程度家族が訪問」が17.9%、「週末（隔週）ごとに家族が訪問」が11.0%であった。

「面会の制限が必要な児童」が230人（4.6%）で、前年度調査より46人、0.8ポイントの増である。また「家族の訪問なし」は1,083人（21.6%）で、前年度調査より161人、2.7ポイント増となっている。増加傾向はここ数年続いており、家庭基盤そのものが脆弱化し、入所に至る児童が多くなってきていることがここにもあらわれている。親や家族との関係改善は容易なものではなく、こうした現状は進路にも影響を及ぼすことになるかと推察される。

表36 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	1,083	21.6
週末（隔週）ごとに家族が訪問	552	11.0
月に1回程度家族が訪問	900	17.9
年に1～2回程度家族が訪問	1,558	31.1
職員が引率して家庭で面会	70	1.4
面会の制限の必要な児童	230	4.6
無回答	624	12.4
計	5,017	100

6. 就学の状況

在籍児の就学・就園の状況〔表37〕をみると、特別支援学校（小・中・高）への通学が3,116人（73.4%）、また、小中学校の特別支援学級は570人（13.4%）と、どちらも前年度調査より増加している。

就学前児童（153人）の活動形態は、園内訓練が94人、幼稚園への通園が27人、保育所への通所が17人、児童発達支援事業等の療育機関の利用が7人である。

義務教育年齢児童（2,314人）の就学状況は、特別支援学校小・中学部が1,613人、小中学校の特別支援学級が570人で、特別支援学校（小・中学部）と小・中学校の特別支援学級が94.3%を占めている。

また、義務教育修了児（1,781人）の進路についても、特別支援学校高等部に高等特別支援学校と特別支援学校専攻科を合わせると99.5%を占めている。

表37 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
就学前児童 (活動形態)	幼稚園への通園	20	27	0.6
	保育所に通所	2	17	0.4
	児童発達支援事業等療育機関	5	7	0.2
	園内訓練	36	94	2.2
	その他	5	8	0.2
義務教育年齢 児童	訪問教育	5	7	0.2
	施設内分校・分教室	6	81	1.9
	特別支援学校小・中学部	159	1,613	38.0
	小中学校の特別支援学級	94	570	13.4
	小中学校の普通学級	6	43	1.0
義務教育修了児童 (就学形態)	訪問教育	1	1	0.0
	施設内分校・分教室	1	2	0.0
	特別支援学校高等部	142	1,503	35.4
	高等特別支援学校	44	256	6.0
	特別支援学校専攻科	3	13	0.3
	一般高校	5	6	0.1
通園・通学児童数		180	4,248	100

表38 学年別就学数

	人数	就学率	小学生						中学生			高等部		
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
児童数	4,095	81.6	126	131	159	184	231	315	306	396	443	558	596	650

学年別就学児童数〔表38〕は4,095人で、在籍児童数に占める就学率は81.6%で、前年度調査より3.4ポイント増えている。近年では、就学児童数及び就学率ともに増加傾向が続いており、施設における就学児童の割合が年々多くなってきている。

児童施設としての継続を予定している施設では、過齢児の退所に積極的に取り組んできたことにより、本来の児童施設としての姿になりつつあると推察される。

学年別では、小学生1,146人（28.0%）、中学生1,145人（28.0%）、高等部1,804人（44.1%）となっており、学年別割合は前年度調査とほぼ同様の結果となっている。

7. 障害の状況

(1) 障害程度の状況

障害程度の状況〔表39〕は、最重度・重度が2,062人（41.1%）、中軽度は2,634人（52.5%）であり、前年度調査より最重度・重度が1.6ポイント減少し、中軽度が3ポイント増加している。

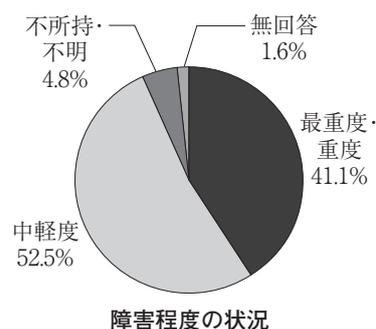


表39 障害程度の状況

療育手帳	人数	%
最重度・重度	2,062	41.1
中軽度	2,634	52.5
不所持・不明	243	4.8
無回答	78	1.6
計	5,017	100

(2) 重度認定の状況

令和元年度の重度認定数〔表40〕は、措置が118施設・611人（認定率20.7%）、契約が119施設・925人（認定率44.9%）であった。

また、強度行動障害加算認定数〔表41〕は、措置が17施設・36人（認定率1.2%）、契約が29施設・110人（認定率5.3%）であった。前年度調査の措置12施設・30人、契約20施設・98人から実数でわずかながら増加している。

表40 重度加算認定数

	施設数	人数	認定率
令和元年度重度加算認定数 (措置)	118	611	20.7
令和元年度重度加算認定数 (契約)	119	925	44.9

表41 強度行動障害加算認定数

	施設数	人数	認定率
令和元年度強度行動障害加算認定数 (措置)	17	36	1.2
令和元年度強度行動障害加算認定数 (契約)	29	110	5.3

(3) 重複障害の状況

重複障害の状況〔表42〕については、自閉スペクトラム症が1,718人（34.2%）で全在籍児童の3分の1強を占めている。統合失調症、気分障害はいずれも1%に満たないが、てんかん性精神病が前年度調査（24人・0.5%）から増えている。なお、「愛着障害」については、今後何らかの方法で実態を把握していく必要がある。

表42 重複障害の状況

	人数	%
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,718	34.2
統合失調症	23	0.5
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	23	0.5
てんかん性精神病	78	1.6
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	66	1.3
現在員	5,017	100

身体障害者手帳の所持状況〔表43〕は、1級が127人、2級が66人で、身体障害者手帳を所持する児童の59.0%、在籍児童の3.8%が重度身体障害を有している。

身体障害者手帳の内訳〔表43-2〕では、肢体不自由が223人（80.2%）、聴覚障害が43人（15.5%）、内部障害が35人（12.6%）、平衡障害20人（7.2%）であった。

重度重複加算の状況〔表44〕では、令和元年6月に重度重複加算の認定を受けているのは措置が14人（0.5%）、契約が15人（0.7%）にとどまっている。これは、重度重複加算が重度障害児加算の対象であり、なおかつ3種類以上の障害を有することが要件となっているためであると推察され、重度重複障害児への支援を手厚くするために、2種類以上の障害で加算対象にするなどの要件緩和が望まれる。

表43 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳	人数	%
1級	127	38.8
2級	66	20.2
3級	66	20.2
4級	38	11.6
5級	16	4.9
6級	14	4.3
計	327	6.5
現在員	5,017	100

表43-2 身体障害者手帳の内訳

身体障害者手帳	人数	%
視覚	14	5.0
聴覚	43	15.5
平衡	20	7.2
音声・言語又は咀嚼機能	9	3.2
肢体不自由	223	80.2
内部障害	35	12.6
手帳所持者実数	278	5.5
現在員	5,017	100

表44 重度重複加算の状況

		施設数	人数	%
平成30年6月1日認定数	措置	13	15	0.5
	契約	13	21	1.0
令和元年6月1日認定数	措置	12	14	0.5
	契約	11	15	0.7

8. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表45〕を頻度別（重複計上）に調査し、人数は延べ数とした。その結果、週1回の頻度では、「強いこだわり」1,142人（22.8%）、「奇声・著しい騒がしさ」771人（15.4%）、「他傷、他害」736人（14.7%）の順に多く、月1回の頻度では、「他傷、他害」463人（9.2%）、「器物破損等激しい破壊行為」328人（6.5%）、「強いこだわり」286人（5.7%）の順に多い結果で、前年度調査に比べて「盗癖」「性的問題」「弄火」が若干増加傾向にある。

また、このアセスメント項目は強度行動障害から派生した量的、支援に要す時間的な可視化指標を応用して作られたため、反応性愛着障害等の情緒反応から行動化を起こしている困難性が混在することや見落とされる懸念があり、今後これらが反映されるアセスメントの構築が望まれる。

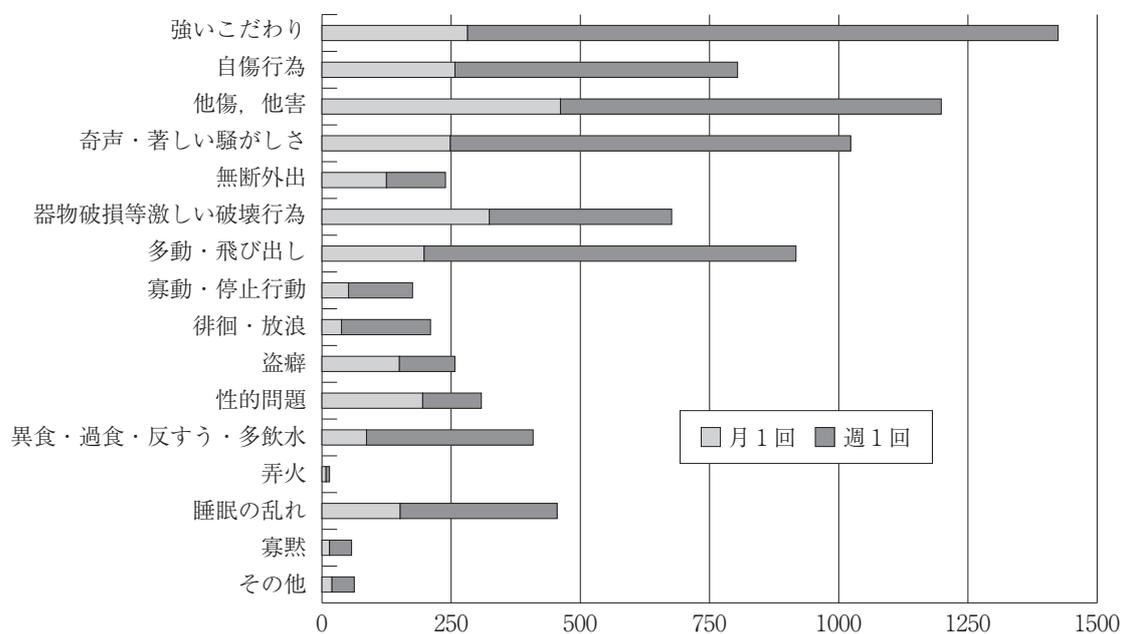


表45 行動上の困難さの状況

(重複計上)

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	74	286	5.7
	週1回	154	1,142	22.8
自傷行為	月1回	96	259	5.2
	週1回	109	546	10.9
他傷, 他害	月1回	106	463	9.2
	週1回	142	736	14.7
奇声・著しい騒がしさ	月1回	75	252	5.0
	週1回	150	771	15.4
無断外出	月1回	55	124	2.5
	週1回	37	114	2.3
器物破損等激しい破壊行為	月1回	108	328	6.5
	週1回	101	348	6.9
多動・飛び出し行為	月1回	63	199	4.0
	週1回	128	718	14.3
寡動・停止行動	月1回	31	51	1.0
	週1回	68	124	2.5
徘徊・放浪	月1回	21	38	0.8
	週1回	53	170	3.4
盗癖	月1回	66	152	3.0
	週1回	44	103	2.1
性的問題	月1回	72	197	3.9
	週1回	46	110	2.2
異食・過食・反すう・多飲水	月1回	46	86	1.7
	週1回	102	321	6.4
不潔行為	月1回	59	128	2.6
	週1回	119	421	8.4
弄火	月1回	4	10	0.2
	週1回	2	4	0.1
睡眠の乱れ	月1回	67	153	3.0
	週1回	95	301	6.0
寡黙	月1回	13	18	0.4
	週1回	23	37	0.7
その他	月1回	6	18	0.4
	週1回	10	40	0.8
在籍児数			5,017	

9. 医療対応の状況

(1) 医療機関の受診状況

受診科目別の通院の状況（平成30年度実績）〔表46〕では、全体で1人平均12.9回通院していることから、毎月1回以上通院していることになる。通院回数が多いのは、小児科・内科が実人数4,787人（在籍比95.4%）・1人平均4.1回、次いで歯科が実人数3,288人（在籍比65.5%）・1人平均2.8回、精神科・脳神経外科が実人数3,095人（在籍比61.7%）、1人平均6.4回であった。

全施設の通院の延べ回数は64,843回で、1施設当たり360.2回となっており、どの診療科目においても昨年度より通院数は増加しており、またほぼ毎日通院していることとなる。

障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に分けられたが、通院の視点で見ると、福祉型障害児入所施設の負担が大きい。看護師配置加算、嘱託医制度があるものの、それだけでは対応しきれないため、児童指導員・保育士等が通院に費やす業務量は極めて多くなっている。身体症状を適切に伝えるには、職員の付き添いが欠かせないが、乳児院や児童養護施設での通院回数と比較検討の上、職員配置や加算等の改善を訴えていくことも必要であろう。

表46 受診科目別の通院の状況（平成30年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	165	3,095	61.7	19,683	119.3	6.4
小児科・内科	166	4,787	95.4	19,691	118.6	4.1
外科・整形外科	148	1,136	22.6	3,192	21.6	2.8
歯科	165	3,288	65.5	9,164	55.5	2.8
その他	147	3,829	76.3	13,113	89.2	3.4
実数	180	5,017	100	64,843	360.2	12.9

(2) 服薬の状況

服薬の状況〔表47〕は、最も多いのが向精神薬・抗不安薬で2,005人（40.0%）、次いで抗てんかん薬が1,007人（20.1%）、睡眠薬が567人（11.3%）であった。

表47 服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	168	1,007	20.1
抗精神薬・抗不安薬	170	2,005	40.0
睡眠薬	136	567	11.3
心臓疾患	26	36	0.7
腎臓疾患	12	12	0.2
糖尿病	8	10	0.2
喘息	63	104	2.1
貧血	37	58	1.2
その他	92	639	12.7
実数	180	5,017	100

(3) 入院の状況

入院の状況〔表48〕は、平成30年度に入院があったのは108施設210人で、入院日数は8,408日、1人当たりの入院日数は40.0日であった。そのうち付添い日数は468日で、入院日数の5.5%であった。

表48 30年度入院の状況

入院あり			%
施設数		108	60
人数		210	4.2
日数		8,408	
	うち付添日数	468	

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

(4) 契約制度の影響

毎年、僅かではあるが「経済的負担を理由とした通院見合わせ」や「医療費の支払いの滞納」が発生している。子どもの健全な育成を考える上で、適切な医療受診は欠かすことができず、今後は制度的な対応も必要であろう。

表49 保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	12	6.7
平成30年度延べ人数	28	0.6
令和元年6月1日現在延べ人数	23	0.5

表50 経済的負担を理由とした通院見合わせ（平成30年度～令和元年6月1日まで）

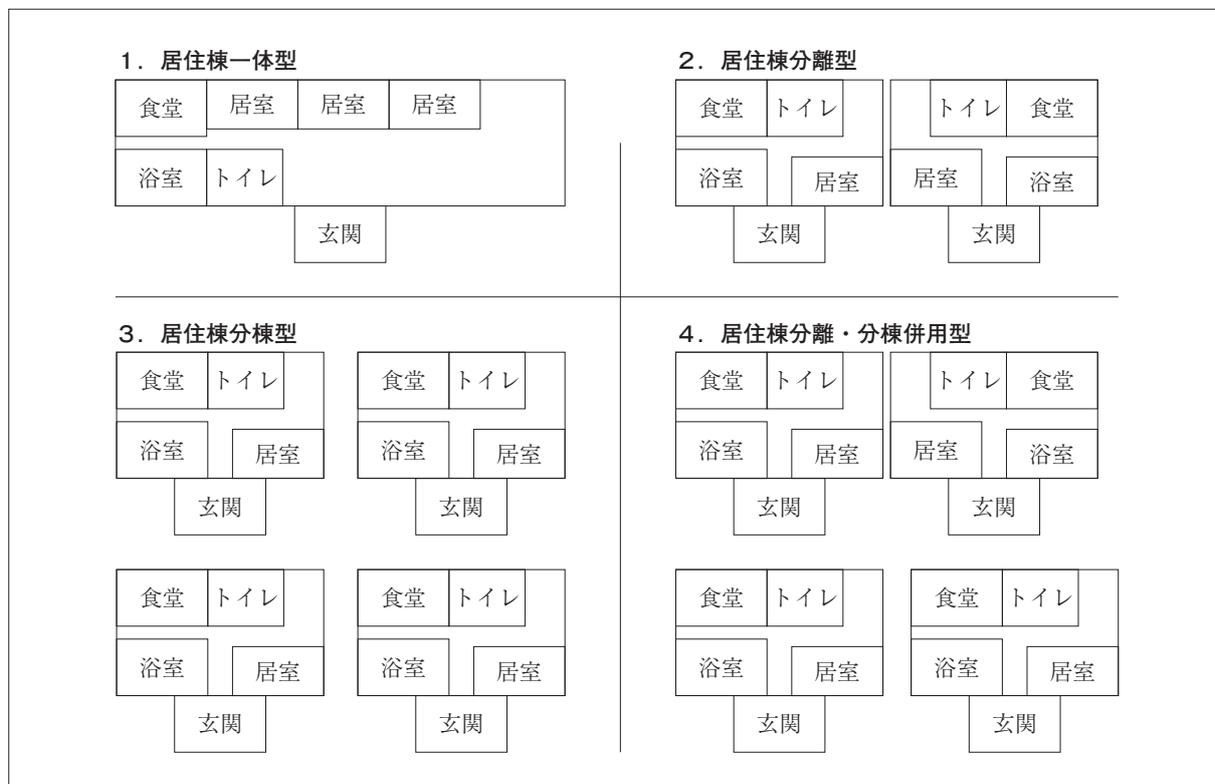
		%
ある人数	9	0.4
延べ回数	11	

表51 医療費の支払いの滞納（令和元年5月末日）

		%
ある人数	27	1.3
延べ金額（円）	1,797,580	

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型 (多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む)
2. 居住棟分離型 (構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造)
3. 居住棟分棟型 (生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造)
4. 居住棟分離・分棟併用型 (敷地内に上記2, 3を合わせて設けている構造)
5. 敷地外に生活の場を設けている

施設の形態〔表52〕は、生活環境の質の高さを検討するために、上記のように形態を5つに分類し、調査をしたものである。居住棟一体型が92施設 (51.1%) と最も多く半数を占めるが、分離型が52施設から58施設 (32.2%) に増加し、分棟型は12施設 (6.1%)、分離・分棟併用型は9施設から10施設 (5.6%) に増加した。なお、敷地外に生活の場を設けているのは4施設から2施設 (1.1%) と減少している。

今年度調査でも前年度調査と同様に、分離型、分離・分棟併用型が増加し、児童の生活の場の小規模化が進んでいることがみてとれる。「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告書においても、小規模化を推進すべきであると明記されており、今後もさらにこうした家庭的な養育環境の整備が進むことが望まれる。

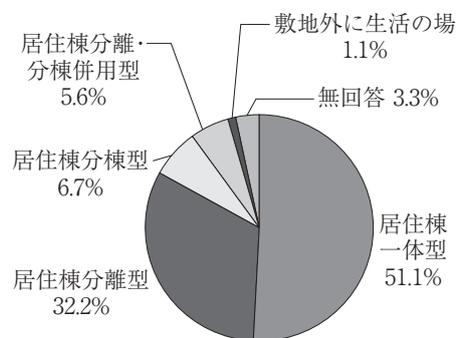


表52 施設の形態

	施設数	%
居住棟一体型	92	51.1
居住棟分離型	58	32.2
居住棟分棟型	12	6.7
居住棟分離・分棟併用型	10	5.6
敷地外に生活の場を設けている（自活訓練含む）	2	1.1
か所数（箇所）	2	
食事は本体より配食	2	
食事は自前調理	0	
本体からの配食+自前調理	0	
無回答	6	3.3
計	180	100

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表53〕について、規模別施設数で最も多かったのは、6人から10人で70施設・198単位、16人以上が53施設・113単位、11人から15人が44施設・80単位、5人以下が25施設・76単位であった。

全生活単位のうち10人以下の小規模な生活単位が占める割合が前年度調査49.3%から58.7%と増加し、約6割を占めており、生活単位の小規模化が少しずつ進んでいることがみてとれる。

なお、平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は前年度調査の33施設（19.5%）から41施設（22.8%）〔表68〕と生活単位の小規模化と小規模グループケアを実施する施設が増加傾向にある。

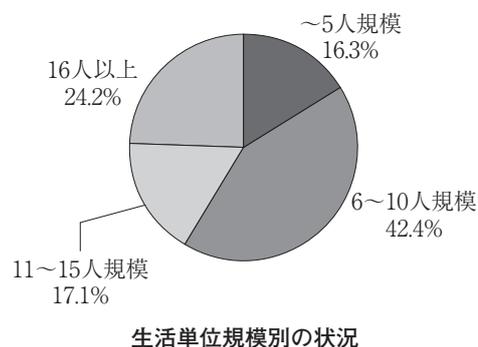


表53 生活単位の設置数

(複数計上)

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計 (施設数は実数)
生活単位数	76	198	80	113	467
%	16.3	42.4	17.1	24.2	100
公立	19	42	26	44	54
民立	57	156	54	69	126
施設数	25	70	44	53	180
施設平均	3.0	2.8	1.8	2.1	2.6

(2) 専任スタッフ数

〔表53〕の生活単位467単位に対して、専任スタッフ数〔表54〕は、2,089人配置され、1単位平均4.5人であった。規模別の専任スタッフ数は、1単位16人以上の規模で7.2人、11人から15人の規模が6.2人、6人から10人が3.3人、5人以下が1.7人であった。徐々に生活単位の小規模化が進んでおり、また職員配置が増加しつつある状況がみとれる。

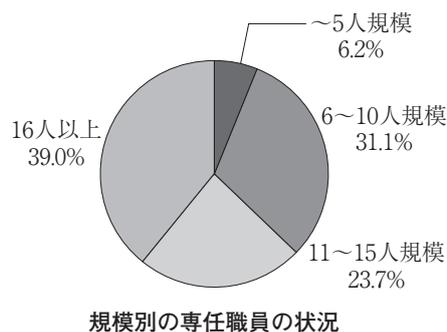


表54 専任スタッフ数

	~5人規模	6~10人規模	11~15人規模	16人以上	計
専任スタッフ（人）	129	649	496	815	2,089
単位平均（人）	1.7	3.3	6.2	7.2	4.5
公立	57	216	237	420	930
民立	72	433	259	395	1,159
施設数	22	63	40	50	175
平均（人）	5.9	10.3	12.4	16.3	11.9

(3) 児童と直接支援職員の比率

児童定員と直接支援職員数の比率〔表55〕では、職員1人に対し児童2~2.5人以下が47施設（26.1%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設数合計が143施設（79.4%）となっており、前年度調査（76.3%）より増加している。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立43施設（79.6%）、民立100施設（79.4%）であった。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表56〕では、職員1人に対して児童2~2.5人以下が43施設（23.9%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設の合計が161施設（89.4%）と年々増加している。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計50施設（92.6%）、民立は合計111施設（88.1%）であった。さらに、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が108施設（60%）となっており、現在の職員配置基準である4.3：1を大きく超えて、手厚い職員配置をしている施設が多くを占めている。「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告書にも記載されているように、職員の配置基準を4：1に引き上げることは、実態に即したものであるといえよう。

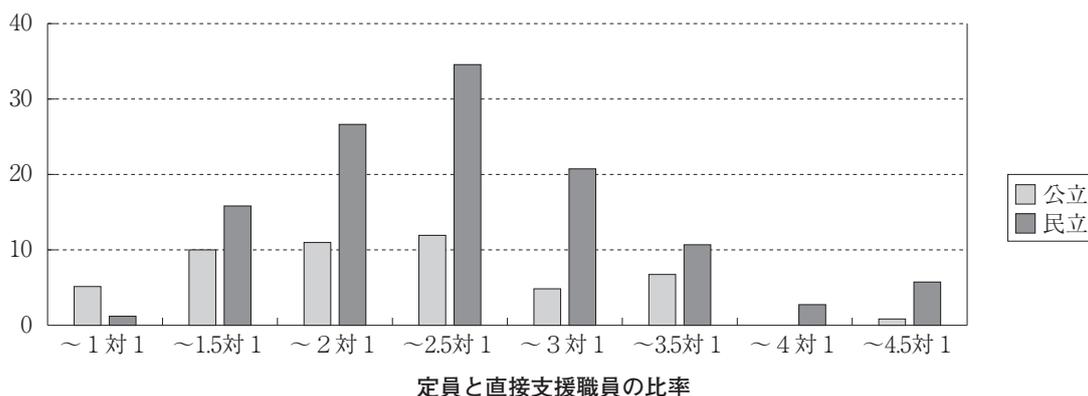


表55 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	6	26	38	47	26	18	3	7	9	180
%	3.3	14.4	21.1	26.1	14.4	10	1.7	3.9	5	100
公立	5	10	11	12	5	7	0	1	3	54
%	9.3	18.5	20.4	22.2	9.3	13.0	0	1.9	5.6	100
民立	1	16	27	35	21	11	3	6	6	126
%	0.8	12.7	21.4	27.8	16.7	8.7	2.4	4.8	4.8	100

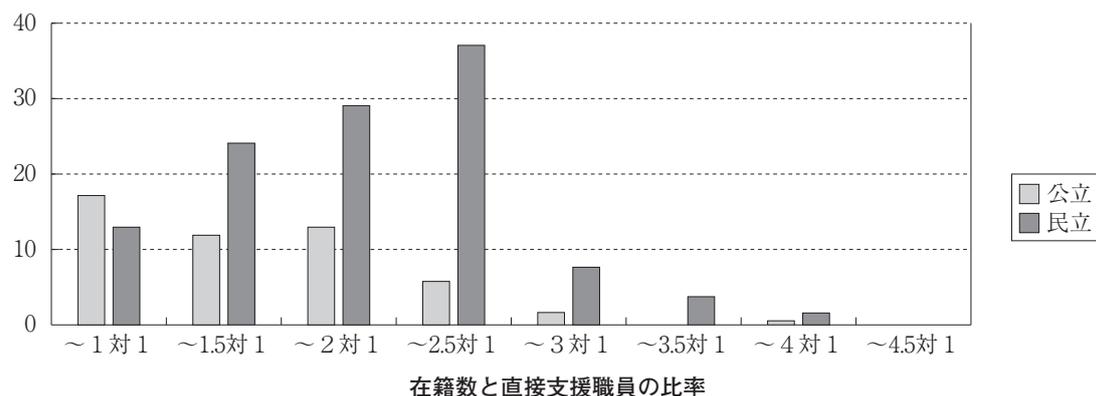


表56 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	30	36	42	43	10	4	3	0	12	180
%	16.7	20	23.3	23.9	5.6	2.2	1.7	0	6.7	100
公立	17	12	13	6	2	0	1	0	3	54
%	31.5	22.2	24.1	11.1	3.7	0	1.9	0	5.6	100
民立	13	24	29	37	8	4	2	0	9	126
%	10.3	19.0	23.0	29.4	6.3	3.2	1.6	0	7.1	100

3. 「自活訓練事業」の実施状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され、継続している自活訓練事業の実施状況〔表57〕は、24施設（13.3%）で取り組まれている。設置主体別では公立が6施設（11.1%）、民立が18施設（14.3%）であった。

自活訓練事業の実施について今後検討すると回答した施設は、公立は前年度調査11施設から13施設に増え、民立は29施設から35施設と増加している。

自活訓練事業は地域で自立した生活を送るために必要な知識・技術を得る上で必要な事業であることから、更に定着を図るための条件整備等の取り組みが必要であろう。

表57 自活訓練事業の実施状況

		計	%	
自活訓練事業の実実施施設数		24	13.3	
公立	実施している	6	11.1	
	自活訓練加算	措置（人）	9	
		契約（人）	9	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	20	
	今後検討する	13	24.1	
	無回答	35	64.8	
計		54	100	
民立	実施している	18	14.3	
	自活訓練加算	措置（人）	26	
		契約（人）	9	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	13	
	今後検討する	35	27.8	
	無回答	73	57.9	
計		126	100	

IV 地域生活・在宅サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業の実施状況〔表58〕は、「実施している」が23施設（12.8%）で前年度調査（24施設14.2%）と比較すると微減している。

事業内容別実施件数〔表59〕においては、「訪問療育等指導事業」、「外来療育等相談事業」における実施件数が前年度調査と比較して減少している。「施設支援事業」については、保育所・幼稚園における実施件数は前年度調査と比べて増加しているものの、その他機関への実施件数は減少しており、特に作業所への実施件数は前年度調査（720件）と比較して大幅に減少している。成人期まで支援の対象としている事業であるが、実質的には児童期の支援にそのニーズが集中していることが推察される。また、児童期においては児童発達支援センターをはじめとする通所系の事業所における「保育所等訪問支援事業」の拡充等によって、全体的な実施件数の減少につながっているものと考えられる。

当事業は利用負担が発生しないことなど活用意義は充分にあるものの、支援形態や支援内容については見直しが必要であろう。

表58 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%
実施している	23	12.8
法人内の他施設が実施している	25	13.9
実施していない	96	53.3
無回答	36	20
計	180	100

表59 事業内容別実施件数

	件数
訪問療育等指導事業	2,659
外来療育等相談事業	3,887
施設支援事業	793
保育所・幼稚園	310
学 校	151
作業所	90
その他	242

2. 短期入所事業の実施状況

短期入所事業の実施状況〔表60〕は、「実施している」が164施設（88.6%）で9割近くの施設が実施している。また、併設型の定員規模別施設数〔表61〕は、定員4人が最も多く22施設（24.4%）、次いで定員2人が16施設（17.8%）、定員5人と9人以上がともに11施設（12.2%）であった。利用実績〔表62〕は、利用実人数が2,480人、延べ利用件数が6,727件、延べ利用日数が16,760日、1人当たりの平均利用件数は2.7件、1事業所当たりの利用実人数は15.1件であった。

延べ利用件数の内訳〔表62-2〕では、1泊が3,672件（54.6%）と最も多く、次いで2泊が1,230件（18.3%）であった。

現在利用中（滞在中）の児童の最長日数〔表63〕では7日以内の利用が最も多く65.7%を占めている。

年間180日以上利用する場合の理由〔表64〕については、最も多いのが「障害者支援施設への入所待機」で13件（33.3%）、次いで「グループホームへの入居待機のため」が6件（15.4%）、「家族の病気等のため」が5件（12.8%）であった。

施設・事業所への入所待機のための利用については、前年度調査同様、半数を超える割合を占めているが、移行時における課題の受け皿としての利用が多いことが推測される。今後は自立した生活をするための事前準備として利用が増えていくことを期待したい。

表60 短期入所事業の実施状況

	施設数		%
	164		
実施している	併設型	90	—
	空床型	78	—
	無回答	8	—
実施していない	17		9.2
無回答	4		2.2
計	185		100

※施設数の計が185施設であるのは、全国調査（調査票 A）の調査項目（結果）を引用しているため。

表61 定員規模別施設数（併設型）

	施設数	%
1人	2	2.2
2人	16	17.8
3人	10	11.1
4人	22	24.4
5人	11	12.2
6人	9	10
7人	2	2.2
8人	7	7.8
9人以上	11	12.2
計	90	100

表62 利用実績（平成31年4月～令和元年6月までの3か月間）

利用実人数	2,480
利用件数（延べ）	6,727
利用日数（延べ）	16,760
1人当たりの平均利用件数	2.7
1事業所当たりの利用実人数	15.1

表62-2 利用件数（延べ）内訳

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
利用件数	3,672	1,230	434	459	143	35	38	716	6,727
%	54.6	18.3	6.5	6.8	2.1	0.5	0.6	10.6	100

表63 現在利用中（滞在中）の児童の最長日数

	～7日	8～14日	15～21日	22～30日	31～60日	61～90日	91～179日	180日以上	計
利用日数	65	10	6	10	2	3	1	2	99
%	65.7	10.1	6.1	10.1	2.0	3.0	1.0	2.0	100

表64 年間180日以上利用する場合の理由

	施設数	%	人数	%
障害者支援施設への入所待機のため	13	33.3	23	39.7
グループホームへの入居待機のため	6	15.4	7	12.1
その他福祉施設等への入所待機のため	3	7.7	5	8.6
地域での自立した生活をするための事前準備のため	3	7.7	3	5.2
本人の健康状態の維持管理のため	2	5.1	2	3.4
家族の病気等のため	5	12.8	5	8.6
その他	7	17.9	13	22.4
計	39	100	58	100

3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業の実施状況〔表65〕は、「実施している」が135施設（75%）と前年度調査と比較して増加しているものの、実人数、延べ人数ともに減少している。

通所事業所の拡充により、その補完的役割や組み合わせでの利用などが進んでいることが推察される。

表65 日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	135	75
実人数	2,490	
延べ人数	35,898	
実施していない	37	20.6
無回答	8	4.4
計	180	100
実施市区町村数	285	

4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表66〕は、「実施している」が158施設（87.8%）と前年度調査より12施設、1.4ポイント増加している。

事業内容と受け入れ状況〔表66-2〕については、「小・中・高校生のボランティア」、「民間ボラン

ティア」を受け入れた施設が減少し、学校教員・教職免許の体験実習、保育士、社会福祉士などの実習受け入れが増加している。

「福祉教育」の視点から、比較的早期からのボランティア体験が意義あると考えられるため、小・中・高校生のボランティアの受け入れがさらに促進されるように、学校側との連携により計画的に行われるようになることが望ましいといえよう。

表66 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%
実施している		158	87.8
実施していない		12	6.7
無回答		10	5.6
計		180	100
公立	実施している	47	87.0
	実施していない	3	5.6
	無回答	4	7.4
	計	54	100
私立	実施している	111	88.1
	実施していない	9	7.1
	無回答	6	4.8
	計	126	100

表66-2 事業内容と受け入れ状況

	総計			公立			私立		
	施設数	人数	延人数	施設数	人数	延人数	施設数	人数	延人数
小・中・高校生のボランティア	38	536	817	11	138	202	27	398	615
民間ボランティア	62	4,532	10,369	26	2,052	4,591	36	2,480	5,778
学校教員・教職免許の体験実習	52	541	1,265	19	233	744	33	308	521
単位実習〔保育士〕	143	2,270	14,376	43	733	6,048	100	1,537	8,328
単位実習〔社会福祉士・主事〕	33	107	1,074	14	61	730	19	46	344
施設職員の現任訓練	13	50	56	4	18	24	9	32	32
その他	43	601	1,872	13	151	197	30	450	1,675

5. 地域との交流

表67 地域との交流

交流内容	施設数	%	公立	私立
入所児の地域行事・地域活動等への参加	130	72.2	35	95
地域住民の施設行事への参加	116	64.4	40	76
施設と地域との共催行事の開催	35	19.4	10	25
地域住民をボランティアとして受け入れ	86	47.8	27	59
地域の学校等との交流	70	38.9	22	48
施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施	51	28.3	22	29
子育てや障害に関する相談会・講演会の実施	30	16.7	12	18
施設設備の開放や備品の貸し出し	95	52.8	29	66
その他	10	5.6	3	7
実数	180	100	54	126

V 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

令和元年度の加算認定状況〔表68〕は、入院・外泊時加算が130施設（72.2%）で最も多く、次いで重度障害児支援加算が128施設（71.1%）であった。平成30年に創設された児童指導員等加配加算は110施設（61.1%）となっており、前年度調査に比べ12施設（3.1ポイント）増えている。小規模グループケア加算が41施設（22.8%）で前年度調査と比べ8施設（3.3ポイント）増加し、29年度と比較すると14施設増加しており、良好な家庭的環境での養育を大切にしつつ、施設の改築等を機会に小規模グループケアに取り組む施設が年々増えていることが推察される。

表68 令和元年度の加算認定状況

	施設数	%
児童指導員等加配加算	110	61.1
職業指導員加算	60	33.3
重度障害児支援加算	128	71.1
重度重複障害児加算	26	14.4
強度行動障害児特別加算	22	12.2
心理担当職員配置加算	44	24.4
看護師配置加算	109	60.6
入院・外泊時加算	130	72.2
自活訓練加算	15	8.3
入院時特別支援加算	18	10
地域移行加算	14	7.8
栄養士配置加算	123	68.3
栄養ケアマネジメント加算	33	18.3
小規模グループケア加算	41	22.8
施設数	180	100

(2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表69〕については、人件費等の事務費の補助は「ある」が34施設（18.9%）、「ない」が113施設（62.8%）と、前年度調査と比べると「ある」が5施設減少し、「ない」が7施設増加している。事業費に対する加算措置は、「ある」が39施設（21.7%）、「ない」が107施設（59.4%）と、前年度調査と比べると「ある」は3施設減少し、「ない」が4施設増加している。前年度調査に引き続き、今年度調査でも事務費・事業費ともに加算のない施設が増加しており、自治体からの補助が厳しい状況になっていることがうかがえる。

表69 自治体の加算措置の有無 一職員配置等の事務費および事業費の補助一

	事務費	%	事業費	%
ある	34	18.9	39	21.7
ない	113	62.8	107	59.4
無回答	33	18.3	34	18.9
計	180	100	180	100

2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画

(1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により在所延長規定が廃止されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のための障害者支援施設の指定状況〔表70〕について調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が前年度調査74施設（43.8%）から80施設（44.4%）に、「受けていない」が前年度調査75施設（44.4%）から100施設（55.5%）となっている。

表70 障害者支援施設の指定状況

	施設数	%	公立	民立
受けている	80	44.4	25	55
受けていない	100	55.6	29	71
計	180	100	54	126

(2) 今後の対応方針

在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。今後の対応方針〔表71〕では、「児童施設として維持する」が、前年度調査122施設（72.2%）から134施設（74.4%）に増加、「障害者支援施設を併設する」が25施設（14.8%）から24施設（13.3%）に、「障害者支援施設に転換する」が4施設（2.4%）から2施設（1.1%）に、無回答が18施設（10.7%）から20施設（11.1%）となっている。経過措置期間が2021年3月末までとなっているが、未だ過齢児が多く残されている現状の中で、児童のための入所機能を維持する方針を定める施設が増えていることがみてとれる。

表71 今後の対応方針

	施設数	%	公立	民立
児童施設として維持する	134	74.4	42	92
障害者支援施設を併設する	24	13.3	7	17
障害者支援施設に転換する	2	1.1	0	2
無回答	20	11.1	5	15
計	180	100	54	126

(3) 今後の児童施設の定員

今後の児童施設の定員〔表72〕については、「児童施設の定員の変更なし」は、前年度調査129施設（76.3%）から140施設（77.8%）に、「児童施設の定員を削減する」が20施設（11.8%）から21施設

(11.7%)になり、削減予定数は322人から336人となっている。「定員を削減する」の内訳は、公立が6施設から5施設に、私立が14施設から16施設となっている。

在所延長規定の廃止による満18歳以上の障害者施策への移行、施設基準（居室面積等）の見直し等から児童の定員の見直しの検討が行われている状況を示しているといえよう。

定員の変更をしない140施設は今後も児童施設として運営する方針と思われ、今後の対応方針〔表71〕の結果とほぼ一致している。定員を削減するのは、障害者支援施設を併設又は転換といった方針によるものと思われるが、在籍児が定員に満たない施設も多くある状況から、今後も児童施設として維持しながらも定員を削減する施設もあると思われる。無回答の19施設は方向性を決めかねているものと推察される。

表72 今後の児童施設の定員

	施設数	%	公立	私立
定員の変更なし	140	77.8	42	98
定員を削減する	21	11.7	5	16
削減数（人）	336		95	241
無回答	19	10.6	7	12
計	180	100	54	126

(4) 障害種別の一元化に向けた対応

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造を見ると、身体障害の車椅子対応〔表73〕については、現状で受け入れが可能な施設が49施設（29.0%）から54施設（30.0%）、受け入れ困難な施設が53施設（31.4%）から64施設（35.6%）となっている。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表74〕については、現状で受け入れ可能とする施設が12施設（7.1%）から13施設（7.2%）となり、受け入れ困難な施設は84施設（49.7%）から96施設（53.3%）となっている。障害種別の一元化に関してはバリアフリー等の整備が必要であるが、障害種別に応じた専門性の向上や専門職の確保等、また家庭的養育に係る小規模化とのバランスも課題になっていると考えられる。

表73 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	私立
現状で可能	54	30	17	37
改築等が必要	38	21.1	7	31
受け入れ困難	64	35.6	22	42
無回答	24	13.3	8	16
計	180	100	54	126

表74 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	私立
現状で可能	13	7.2	3	10
改築等が必要	43	23.9	12	31
受け入れ困難	96	53.3	29	67
無回答	28	15.6	10	18
計	180	100	54	126

3. 在所延長している児童の今後の見通し

在所延長している児童の今後の見通し〔表75〕については、施設入所支援対象が81施設・402人（18歳以上の在籍者の53.5%）、グループホーム対象が32施設・63人（同8.4%）、家庭引き取りが8施設・13人（同1.7%）であった。令和元年度末までに移行可能となっているのは、施設入所支援で99人（同13.2%）、グループホームで35人（同4.7%）にとどまっており、2021年3月末に向けて都道府県と市区町村が連携した移行支援体制を早急に構築することが望まれる。

表75 在所延長している児童の今後の見通し

		数	%（*）	公立	民立
家庭引き取り	施設数	8	4.4	1	7
	人数	13	1.7	1	12
単身生活	施設数	3	1.7	0	3
	人数	5	0.7	0	5
施設入所支援対象	施設数	81	45	28	53
	人数	402	53.5	125	277
	令和元年度末までに移行可能	99	13.2	26	73
グループホーム対象	施設数	32	17.8	6	26
	人数	63	8.4	14	49
	令和元年度末までに移行可能	35	4.7	10	25

（*）施設数の％は回答施設数における割合、人数の％は18歳以上の在籍者数における割合

4. 児童相談所との関係

(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表76〕については、平成30年度に訪問があったのは150施設（83.3%）、訪問がないが11施設（6.1%）であった。訪問のある児童相談所のか所数〔表76-2〕では、5か所が43施設（28.7%）で最も多く、次いで2か所以上が39施設（26.0%）であった。

30年度訪問回数〔表76-3〕は、5回以上が86施設（57.3%）と最も多く、次いで1回が12施設（13.3%）であった。訪問のあった施設では児童相談所職員の訪問回数は比較的多いといえるが、訪問のない施設も11施設（6.1%）あることから、児童相談所の取り組みや対象となる児童の支援の内容に温度差があることがうかがえる。

表76 措置後の児童福祉司等の施設訪問

	施設数	%
平成30年度に訪問あった	150	83.3
訪問はない	11	6.1
不明・無回答	19	10.6
計	180	100

表76-2 30年度訪問箇所数（児童相談所数）

30年度訪問箇所数	施設数	%
1 箇所	20	13.3
2 箇所	39	26
3 箇所	22	14.7
4 箇所	18	12
5 箇所以上	43	28.7
不明・無回答	8	5.3
訪問のあった施設実数	150	100

表76-3 30年度訪問回数

30年度訪問回数	施設数	%
1 回	12	8
2 回	9	6
3 回	4	2.7
4 回	9	6
5 回以上	86	57.3
不明・無回答	30	20
訪問のあった施設実数	150	100

(2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表77〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている」が49施設（27.2%）、「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が16施設（8.9%）、「不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している」が78施設（43.3%）であった。前回調査に比べ、定期的に児童相談所を訪問している施設が、5施設（3.0%）から16施設（8.9%）へと増加している。

契約制度の導入により児童相談所と施設の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的や不定期に協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできないであろう。施設側から積極的に児童相談所に働きかけをしていくことが必要である。

表77 児童相談所との連携

（重複計上）

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている	49	27.2
定期的に児童相談所を訪問して協議している	16	8.9
不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している	78	43.3
特に行っていない	29	16.1
不明・無回答	19	10.6
施設実数	180	100

(3) 18歳以降の対応

18歳以降の対応〔表78〕については、措置児童の場合、「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が8施設（4.4%）、「高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない」が48施設（26.7%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる」が108施設（60%）であった。一方、契約児童の18歳以降の対応は「18歳到達日以降の支給期間延長は原則として認められない」が12施設（6.7%）、「高校（高等部）卒業までは支給期間延長が認められるが、それ以降は認められない」が81施設（45%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの支給期間延長が認められる」が44施設（24.4%）、「20歳以降も事情により支給期間延長が認められる」が25施設（13.9%）であった。高等部卒業までしか在所延長が認められない割合は契約の方が高く、事情により20歳まで在所延長が認められる割合は措置の方が高くなっている。施設として入所時点で退所後をどうするのか等、児童相談所との連携を深めていく必要がある。

表78 18歳以降の対応

	措置	%	契約	%
18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない	8	4.4	12	6.7
高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない	48	26.7	81	45
高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる	108	60	44	24.4
20歳以降も事情により措置延長が認められる	—	—	25	13.9
不明・無回答	16	8.9	19	10.6
施設実数	180	100	180	100

5. 利用者負担金の未収状況

利用者負担金の未収状況〔表79〕は、平成30年度の未収が56施設338人（うち29年度未収人数は35施設173人）となっている。前年度調査より、未納人数、未収額とも増加している。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があるだろう。

表79 利用者負担金の未収状況

	計
平成30年度未収人数	338
施設数	56
平成30年度未収額（単位千円）	29,526
平成29年度未収人数	173
施設数	35
うち平成29年度未収額（単位千円）	21,619

6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表80〕をみると、平成30年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が69施設（38.3%）、総件数は299件、1施設平均1.66件であった。これを件数別にみると、1～4件が54施設（30.0%）、5件～9件が6施設（3.3%）、10件以上は9施設（5%）、0件は91施設（50.6%）であった。

表80 苦情受付件数

	施設数	%	件数計
30年度苦情受付総数	160		299
0件	91	50.6	
1～4件	54	30	
5～9件	6	3.3	
10件～	9	5	
無回答	20	11.1	
計	180	100	

苦情の内容〔表80-2〕は、「生活支援に関すること」が45施設134件、1施設平均3.0件、「施設運営に関すること」が13施設22件、「その他」が38施設143件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。

苦情受付総数は前回の298件から299件と大きな変化はないが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

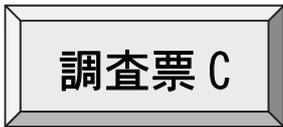
表80-2 苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	13	18.8	22
生活支援に関すること	45	65.2	134
その他	38	55.1	143
苦情のあった施設数	69	100	299

第三者委員等との相談頻度〔表80-3〕は、最も多い頻度は「年に1回」71施設（39.4%）、次いで「学期に1回」33施設（18.3%）、「月1回」は16施設（8.9%）で前年度調査とほぼ同様で、日常的な活動というより形式的なレベルにある状況は変わらない。「相談の機会はない」との回答は43施設（23.9%）で、前年度47施設（27.8%）より減少している。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

表80-3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	16	8.9
学期に1回	33	18.3
年に1回	71	39.4
相談の機会はない	43	23.9
無回答	17	9.4
計	180	100



※この調査票は、障害児入所施設（福祉型・医療型）、のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

(平成30年6月1日現在)

記入責任者 氏名		職名

《留意事項》

1. 本調査票は障害児入所施設（福祉型・医療型）事業を対象としています。
当該事業を利用する利用者の状況についてご回答ください。

①「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過的施設入所支援」、「経過的生活介護」、「経過的療養介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。

例：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護、経過的療養介護、を実施
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）

②従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成30年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。
※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

施設・事業所の名称		電話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援 20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型	
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 <input type="checkbox"/> ①就労定着支援 <input type="checkbox"/> ②居宅訪問型児童発達支援 を行っている。			

[1]定員	人	開設年月		移行年月	
-------	---	------	--	------	--

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[2] 現在員 (1)(2) (4) の男女別 人員計は 一致する こと	(1) 契約・措置利用者数(合計)				①男 ★ 人	②女 ☆ 人	計 ● 人										
	(2) 年齢別在籍者数																
	年齢	2歳以下	3~5歳	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	計
	1.男															★	
	2.女															☆	
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人	
	障害児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること								歳								
	(4) 利用・在籍年数別在籍者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在籍年数	0.5年未満	0.5~1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40年以上	計				
	1.男															★	
	2.女															☆	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人		
[3] 障害支援区分別在籍者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計					
				人	人	人	人	人	人	人	人	●	人				
[4] 療育手帳程度別在籍者数 ※[2]の人員計と一致すること		1. 最重度・重度			2. 中軽度			3. 不所持・不明			計						
		人			人			人			● 人						
[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		手帳所持者実数 ○	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害								
		人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
[6] 身体障害者手帳程度別在籍者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答		1級		2級		3級		4級		5級		6級		計			
		人		人		人		人		人		人		○ 人			
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在籍者数		1級		2級		3級		計									
		人		人		人		人									
[8] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと		1. 自閉スペクトラム症(広範性発達障害、自閉症など)			4. てんかん性精神病			人									
		2. 統合失調症			5. その他(強迫性心因反応、神経症様反応など)			人									
		3. 気分障害(周期性精神病、うつ病障害など)			計			人									
[9] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数		[10] 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数			2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数			うちダウン症の人数							
		人		人			人			人							
[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)		1. 矯正施設		2. 更生保護施設		3. 指定入院医療機関		計									
		人		人		人		人									
[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと		人															

[13]支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている。自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[14]日常的に医療行為等を必要とする利用者数を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	7. 気管切開の管理	人	13. 浣腸（市販の物以外の座薬も含む）	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2（ボートも含む）	人	8. 喀痰吸引（口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	14. 排便	人	
	3. ストーマの管理 ※3（人工肛門・人工膀胱）	人	9. 経管栄養の注入・水分補給（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	15. じょく瘡の処置	人	
	4. 酸素療法	人	10. インシュリン療法	人	16. 疼痛の管理（がん末期のペインコントロール）	人	
	5. 吸入	人	11. 導尿	人	17. 巻き爪、白癬爪の爪切り	人	
	6. 人工呼吸器の管理 ※4（侵襲、非侵襲含む）	人	12. カテーテルの管理（コンドーム・留置・膀胱ろう）	人	計	人	
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理						
[15]複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと	人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする				
[16]日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	人	5. 福祉ホーム	人			
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）	人	6. 施設入所支援	人			
	3. グループホーム・生活寮等	人	7. その他	人			
	4. 自立訓練（宿泊型）	人	計	●	人		
[17]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動	人					
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動	人					
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	人					
	4. その他の日中活動の場等で活動	人					
	計	● 人					

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[18]－A 平成 29 年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 (29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日の 1 年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設	
2.アパート等(主に単身)		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院(入院)	
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		19.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎		計		6.小中学校(普通学級)		20.自立訓練	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)		21.就労移行支援	
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 A 型	
9.乳児院				9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援 B 型	
10.児童自立支援施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.地域活動支援センター等	
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設	
12.救護施設				12.児童養護施設		26.その他・不明	
13.老人福祉・保健施設				13.乳児院			
14.一般病院・老人病院				14.救護施設		計	

[18]－B 平成 29 年度退所者の退所後（契約・措置解除後）の状況 (29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日の 1 年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること ※退所後 6 か月程度で死亡したケースも記入すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院(入院)	
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		16.精神科病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		19.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所※		6.小中学校(普通学級)		20.就労移行支援	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)		計		7.小中学校(特別支援学級)		21.就労継続支援 A 型	
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 B 型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等	
10.救護施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.少年院・刑務所等の矯正施設	
11.老人福祉・保健施設				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明	
12.一般病院・老人病院				12.児童養護施設		小計	
13.精神科病院				13.救護施設		26.死亡退所※	
				14.老人福祉・保健施設		計	

[19] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間に調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと ハ. 「事業利用(在所)年月」の欄は、現事業(所)での利用(在所)期間を記入のこと ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること ホ. [18] -B、(2) 活動の場、2-一般就労 の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所)年月	知的障害の程度 (別表 1 より)	年金受給の有無 (別表 2 より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表 3 より)
例	20 歳	男	2 年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[20]介護保険サービスへの移行・併給状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること

No.	移行・併給 開始 年齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表 4 より)	移行後の生活の場 (別表 5 より)	介護認定区分 (別表 6 より)	移行・併給後に利用を開始した別 表(5)のうち4～7以外の介護 保険サービス (別表 7 より)複数選択可	移行・併給開始の 理由 (別表 8 より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[21]死亡の状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間に調査すること
ロ、退所後 6 か月程度で死亡したケースも記入すること
ハ、[18]-B、(1)生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時 年齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	死亡場所 (別表 9 より)	死因 (右より選択)
1	歳				1. 病気 2. 事故 3. その他
2					
3					
4					
5					
6					

別表 1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表 2	1. 有：1 級	2. 有：2 級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表 3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表 4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等	4. 社員寮等	5. 知的障害者福祉ホーム 6. 施設入所支援 8. その他・不明
別表 5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）	4. 特別養護老人ホーム	5. 介護老人保健施設 6. その他
別表 6	1. 要支援 1 4. 要介護 2 7. 要介護 5	2. 要支援 2	3. 要介護 1	4. 要介護 3	5. 要介護 4 6. 要介護 5
別表 7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	3. 訪問看護	4. その他	
別表 8	1. 市町村等行政から 65 歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他		
別表 9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

〔障害児入所施設（福祉型・医療型）専門項目〕以下より障害児入所施設（福祉型・医療型）のみご回答ください

[22] 設置・経営主体（※）	<input type="checkbox"/> 1. 公立公営（ <input type="checkbox"/> ア. 直営 <input type="checkbox"/> イ. 事業団 <input type="checkbox"/> ウ. 事務組合） <input type="checkbox"/> 2. 公立民営 <input type="checkbox"/> 3. 民立民営																	
(※)公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。																		
[23] 経過的障害者支援施設	<input type="checkbox"/> 1. 指定を受けている <input type="checkbox"/> 2. 指定を受けていない																	
[24] 在籍児の出身エリア	1. 都道府県の数（ ）都道府県									2. 区市町村の数（ ）か所								
	3. 措置・契約支給決定している児童相談所の数（ ）か所																	
[25] 在籍児（措置・契約）の入所時の年齢（平成30年6月1日現在の在籍児）																		
年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
[26] 平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の新規入所児童の年齢別状況（年齢は入所時の年齢）																		
	5歳以下				6～11歳				12～14歳				15～17歳				計	
措置	人				人				人				人				人	
契約	人				人				人				人				人	
[27] 入所理由（平成30年6月1日現在の在籍児）																		
※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断し、主たる要因とそれに付随する要因に分けて計上のこと。 ※2. 29年度入所児の欄は、平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に新規入所した人についてのみ計上のこと。																		
内 容	在籍児・者全員								うち29年度入所児									
	主たる要因				付随する要因				主たる要因				付随する要因					
	措置		契約		措置		契約		措置		契約		措置		契約			
家庭の状況等	1. 親の離婚・死別								人 人 人 人 人 人 人 人									
	2. 家庭の経済的理由								人 人 人 人 人 人 人 人									
	3. 保護者の疾病・出産等								人 人 人 人 人 人 人 人									
	4. 保護者の養育力不足								人 人 人 人 人 人 人 人									
	5. 虐待・養育放棄								人 人 人 人 人 人 人 人									
	6. きょうだい等家族関係								人 人 人 人 人 人 人 人									
	7. 住宅事情・地域でのトラブル								人 人 人 人 人 人 人 人									
本人の状況等	1. ADL・生活習慣の確立								人 人 人 人 人 人 人 人									
	2. 医療的ケア								人 人 人 人 人 人 人 人									
	3. 行動上の課題改善								人 人 人 人 人 人 人 人									
	4. 学校での不適応・不登校								人 人 人 人 人 人 人 人									
	5. 学校就学・通学のため								人 人 人 人 人 人 人 人									
	6. その他								人 人 人 人 人 人 人 人									

[28] 虐待による入所児の状況

①平成 29 年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）

	被虐待児	うち児童相談所から認定
男	人	人
女	人	人

② 虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース 人

③ 虐待の内容（※重複計上可）

平成 29 年度入所	1. 身体的虐待	2. 性的虐待	3. ネグレクト	4. 心理的虐待	計
男	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人

④ 平成 30 年 6 月 1 日現在 被虐待児受入加算を受けている人数 人

⑤上記のほかに被虐待児受入加算を受けたことがある児童の人数 人

[29] 在籍児の就学・就園の状況（平成 30 年 6 月 1 日現在）

①就学前児童の状況（活動形態）		②義務教育年齢の児童の状況（就学形態）	
1. 幼稚園への通園	人	1. 訪問教育	人
2. 保育所に通所	人	2. 施設内分校・分教室	人
3. 児童発達支援事業等療育機関	人	3. 特別支援学校小・中学部	人
4. 園内訓練	人	4. 小中学校の特別支援学級	人
5. その他	人	5. 小中学校の普通学級	人
計	人	計	人

③義務教育修了後の児童の状況（就学・活動形態）

1. 訪問教育	人	4. 高等特別支援学校	人
2. 施設内分校・分教室	人	5. 特別支援学校専攻科	人
3. 特別支援学校高等部	人	6. 一般高校	人
計			人

④就学学年（平成 30 年 6 月 1 日現在）

小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[30] 家庭の状況（平成 30 年 6 月 1 日在籍児童）※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント

家庭の状況	人数	その内措置人数
1. 両親世帯		人
2. 母子世帯		人
3. 父子世帯		人
4. きょうだいのみ世帯		人
5. 祖父母・親戚が保護者として対応の世帯		人
6. その他		人
計		人
7. 兄弟姉妹で入所	世帯	人
		世帯
		人

[31] 帰省について（平成 29 年度実績）

	1. 週末(隔週)ごとに帰省	2. 月に 1 回程度	3. 年に 1~2 回程度	4. 帰省なし
措置	人	人	人	人
契約	人	人	人	人
「4. 帰省なし」の児童が帰省できない理由（主な理由）				
1. 家族がいない				人
2. 地理的条件で困難				人
3. 本人の事情で帰らない				人
4. 家庭状況から帰せない				人
5. その他（理由 _____）				人

[32] 面会等訪問の状況（平成 29 年度実績）

1. 家族の訪問なし	人
2. 週末（隔週）ごとに家族が訪問	人
3. 月に 1 回程度家族が訪問	人
4. 年に 1~2 回程度家族が訪問	人
5. 職員が引率して家庭で面会	人
6. 面会の制限が必要な児童	人
計	人

[33] 退所児・者の状況

①平成 29 年度の退所児・者数									
	5 歳以下	6~11 歳	12~14 歳	15~17 歳	18~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40 歳以上	計
措置	人	人	人	人	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人	人	人	人	人
②平成 29 年度に契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数 _____ 人									
③平成 29 年度に退所した児童のフォローアップ ※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む									
<input type="checkbox"/> 1. 実施した _____ 人 _____ 回 <input type="checkbox"/> 2. 実施していない									

[34] 障害の状況（平成 30 年 6 月 1 日現在）

①重度加算認定数	措置費	人	施設給付費（契約）	人	
②強度行動障害加算認定数	措置	人	契約	人	
③重度重複障害加算認定数	措置	人	契約	人	
④行動上の困難さの状況 ※重複計上可					
行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上	行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上
1. 強いこだわり	人	人	10. 徘徊・放浪	人	人
2. 自傷行為	人	人	11. 盗癖	人	人
3. 他傷、他害	人	人	12. 性的問題	人	人
4. 奇声・著しい騒がしさ	人	人	13. 異食・過食・反すう・多飲水	人	人
5. 無断外出	人	人	14. 不潔行為（弄便・唾遊び等）	人	人
6. 器物破損等激しい破壊行為	人	人	15. 弄火	人	人
7. 著しい騒がしさ	人	人	16. 睡眠の乱れ	人	人
8. 多動・飛び出し行為	人	人	17. 緘黙	人	人
9. 寡動・行動停止	人	人	18. その他	人	人

[35]服薬の状況（平成30年6月1日現在で服薬している人数：重複計上可）

① 服薬の内容

抗精神薬	1. 抗てんかん薬	2. 抗精神薬・抗不安薬	3. 睡眠導入薬
	人	人	人
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	1. 心臓疾患	2. 腎臓疾患	3. 糖尿病
	人	人	人
	4. 喘息	5. 貧血	6. その他
	人	人	人

② 受診形態と受診科目の状況（平成29年度実績）※受診科目は平成29年度の実人員と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1. 精神科・脳神経外科	人	回
2. 小児科・内科	人	回
3. 外科・整形外科	人	回
4. 歯科	人	回
5. その他	人	回
合計	人	回

[36]入院の状況 ※該当する番号の口にレ点を記入

①平成29年度の入院

1. 入院あり（_____人 延べ日数_____日（うち付添日数_____日）） 2. ない

② 健康保険の資格停止・無保険（契約児）

1. いる（平成29年度延べ_____人 平成30年6月1日現在_____人） 2. ない

③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（平成29年度～現在まで）

1. ある（_____人 延べ_____回） 2. ない

④ 医療費の支払いの滞納事例（平成30年5月末現在）

1. いる（_____人 延べ_____円） 2. ない

[37]施設建物の形態について

※該当する番号の口にレ点を記入

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とする。

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている（自活訓練も含む）
 ⇒SQ（_____）か所、その場合、食事は1. 本体施設から配食 2. 自前調理 3. 配食+自前調理

[38]居住スペースと生活援助スタッフの構成について

※生活単位の規模別の状況を下表に計上のこと。なお、上記設問[37]施設建物の形態について「1. 居住棟一体型」を選択した施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて計上のこと。

※専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を計上のこと。

生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人規模以上
1. 生活単位の設置数				
2. その専任スタッフ数（人）				

[39] 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(平成30年6月1日現在) ※該当する番号の□にレ点を記入

□1. 実施している □2. 今後実施する予定

自活訓練加算対象 措置 _____人 契約 _____人 加算対象外(独自の事業) _____人

[40] 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等

□1. 実施している □2. 法人内の他施設が実施している □3. 実施していない

実施している場合、事業内容別に平成29年度(平成29年4月～30年3月)の実施件数等

①訪問療育等指導事業		件
②外来療育等相談事業		件
③施設支援事業	保育所・幼稚園	件
	学校	件
	作業所	件
	その他	件

[41] 日中一時支援事業の実施 ※該当する番号の□にレ点を記入

□1. 実施している □2. 実施していない

実施の市区町村数	日中一時支援事業の平成29年度の実績(実施している事業所のみ)(平成29年4月1日～30年3月31日)	
市区町村	実人員	延べ人数
	人	人

[42] 福祉教育等の事業の実施 ※該当する番号の□にレ点を記入

□1. 実施している □2. 実施していない

⇒SQ 平成29年度(平成29年4月1日～30年3月31日)の受入れ

①小・中・高校生のボランティア・体験実習	人	
②民間ボランティア	人	
③学校教員・教職免許の体験実習	人	
④単位実習	保育士	人
	社会福祉士・主事	人
⑤施設職員の現任訓練	人	
⑥上記以外の受入れ(具体的内容)()	人	

[43] 地域との交流について ※該当の全ての□にレ点を記入

□1. 入所児の地域行事・地域活動等への参加 □6. 施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施

□2. 地域住民の施設行事への参加 □7. 子育てや障害に関する相談会・講演会の実施

□3. 施設と地域との共催行事の実施 □8. 施設設備の開放や備品の貸し出し

□4. 地域住民をボランティアとして受け入れ □9. その他()

□5. 地域の学校等との交流

[44] 児童と直接支援職員の比率(平成30年6月1日現在)

※直接支援職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。

但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。

※小数第2位以下を四捨五入すること

①定員との比率	定員	人	÷	直接支援職員数	人	=	.
②在籍児童数との比率	在籍児童数	人	÷	直接支援職員数	人	=	.

[45] 施設の運営費について							
① 現行の加算について ※該当の全ての□にレ点を記入							
□1. 児童指導員等加配加算		□8. 入院・外泊時加算		□2. 職業指導員加算		□9. 自活訓練加算	
□3. 重度障害児支援加算		□10. 入院時特別支援加算		□4. 重度重複障害児加算		□11. 地域移行加算	
□5. 強度行動障害児特別支援加算		□12. 栄養士配置加算		□6. 心理担当職員配置加算		□13. 栄養マネジメント加算	
□7. 看護職員配置加算		□14. 小規模グループケア加算					
② 自治体の加算措置について ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」を選択							
1. 職員配置等の事務費の補助		□ a. ある		□ b. ない			
2. 事業費に対する加算措置		□ a. ある		□ b. ない			
[46] 在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画について ※該当する番号の□にレ点を記入							
① 今後の対応の方針							
□1. 児童施設として維持		□2. 障害者支援施設を併設		□3. 障害者支援施設に転換			
② 児童施設の定員							
□1. 現行定員を維持する		□2. 定員を削減する ⇒削減数 _____人					
③ 障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造							
□1. 身体障害の車椅子対応 ⇒		□ a. 現状で可能		□ b. 改築等が必要		□ c. 受入れ困難	
□2. 盲・ろうあ児の受入れ ⇒		□ a. 現状で可能		□ b. 改築等が必要		□ c. 受入れ困難	
[47] 在所延長している児童の今後の見通しについて(本人の能力等からみて)							
1. 家庭引き取り		_____人					
2. 単身生活		_____人					
3. 障害者支援施設の対象		_____人		⇒うち30年度末までに移行が可能な人		_____人	
4. グループホームの対象		_____人		⇒うち30年度末までに移行が可能な人		_____人	
[48] 児童相談所との関係 ※該当する番号の□にレ点を記入							
① 児童福祉司等の訪問		□1. 平成29年度に訪問があった ⇒児童相談所数 _____か所 _____回 □2. 児童福祉司等の訪問はない					
② 児童相談所との連携		□1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている □2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている □3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている □4. 特に行っていない					
③ 措置児童の18歳以降の対応		□1. 18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない □2. 高校(高等部)卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない □3. 高校(高等部)卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる					
④ 契約児童の18歳以降の対応		□1. 18歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない □2. 高校(高等部)卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない □3. 高校(高等部)卒業以降も、事情により20歳までの支給期間の延長が認められる □4. 20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる					
[49] 利用者負担金の未収状況等							
平成29年度の未収分		_____人		総額 _____円		うち平成28年度以前の未収分 _____人 総額 _____円	
[50] 平成29年度の苦情受付の件数							
_____件		その内容		1. 施設運営に関すること _____件		2. 生活支援に関すること _____件	
				3. その他 _____件			
[51] 第三者委員等との相談の頻度 ※該当する番号の□にレ点を記入							
□1. 月1回程度		□2. 学期に1回程度		□3. 年に1回程度		□4. 相談の機会はない	

ご協力いただき誠にありがとうございます